説

ワイマール期国法学における方法と主体の問題に

――ヘルマン・ヘラーの議論を中心にして――

次

序章 問題状況――

一、国家学の危機

権威と価値相対主義 (以上第二八巻第二号)

一、憲法学・国家学の危機と主権論

大 野

達 司 就中

E

法学が

政治

化されたのでもない。

だが、

さし当たりそのことを別としても、

国家体制・「憲法」そのもの

の根幹

法学、

規範主義的ではない独自の考察が展開された。

とから即座に、

国家構造の問題に関して法学的検討が不要・無意味だという帰結が導かれたわけではないし、

に関

わる部分には

理

論的にも実践的にも

三、秩序と個人(以上本号)二、主権と独裁

第二章 主権論と個人

領域とは、 られた法規範としての憲法理解に対する批判であることは繰り返すまでもない。 のである。 で取り上げる諸論者は、 為の二元論や、そこから導かれる価値相対主義の立場を固守し、 よって制約ない として示される憲法とは異なり、 前章では、 シュミット 実はケル 本章ではまずシュミットの議論を取り上げてみたい。 まさに政治的意志の領域に他ならない。 ワイマール国法学新派の諸論者が共通の批判対象としていたケルゼンの主張を検討した。その結果とし ゼンもまた彼 の議論の特質を示すものに彼 し規定しようとするものであり、 この b ケ が抱いてい ル その背後にある主権者の政治的決断を意味している。 ゼンの 中で分断されていた契機を方法論的転換を通じて総体的に克服しようとした た同時代的関心を共有していたという点を指摘した。 0) 「憲法」概念があることは周知の通りである。 政治の領域の法学化を招くものとシュミットは捉えていた。 実証主義的立場は、このような領域を言葉として示された憲法に 問題を論理的に追い込んでいった。他方、 そして彼の このことが実証主義的 彼のこの概念は、 「憲法」 しかし彼は、 概念が指 本章以下 存在と当 そのこ に捉え 憲法 示す 典

から問 ばならない。 たしてこの体制は維持されるべきなのかどうか、 0) 前提となる憲法の根幹部は にある。 会制 治的 に規定される大統領の権限に関して、 実現ない 近代的主権としての さて、 批 憲法」たり得たかどうかにかかってい 統 題なのは、 判 この問 性 後述するように、 し構成の問題に関しては、 に 典型 が生み出され得るかどうかという問題に関しては否定的に評価していたといってよい。 この点は本稿で中心的課題としている意志形成の構成問題に他ならない。 題に最も明確に関係しているのが主権や独裁の問題に関する彼の立場である。 的 同時代認識に支えられたシュミット に現れている。 人民主権へ 分が維持・ 彼は 0) 独裁 つまり、 移行を彼は歴史の流れとして捉えている。 共有されていなければならない。 彼は十分な議論を尽くしていないと思われる。 彼はその性格を委任独裁と捉えている。 論において、 る。 主権 この点で彼は少なからず疑問を呈してい 0 彼はこれに代わるものとして何を考えているのか、 所在の問題としては人民主権を認めつつも、 委任独裁と主権独裁とを対比している。 (ないしその理想とする) かくして問題は、 しかしこの人民の中から主権としての政 個人のスタンスと、 しかし委任独裁が成立するために この点は彼の制度の捉え方が背景 シュ るのであり、 ワイマール ミット 主権 結論的にいえば、 ワイマール の問題に関しては、 このことは彼の議 公法ない 憲法が彼の に関してこの観点 が問 だとすれ われ 憲法四八条 なけれ 意 その 味 は 果 で

序、議会制論

論

が

・当然に関わらざるを得ない現実の人々との関係にあると思わ

は有名である。 さて、 もちろんこの危険は、 シュミット そしてこの批 0 議論は、 シュミットにとっても、 判 は、 とりわ 司 時 けその時代診断の鋭さによって多くの人を引きつけてきた。 代 0) 危機 意識を表現 克服すべき出発点である。 その結果としてときにそれを助長することにもなっ まずこの点を簡単に整理しておきたい。 なかでも議会批

討論による意思形成としての議会制

もの」の 連続性を否定する。 章でみたケルゼンと同様に、 とって本質的なものは、 会制は代表制民主主義において国民の中から間接的にせよ統一的意思を形成する制度である。 なかに、 すなわち、 議会の存在理由は、 それ故、 正しい国家意思を結果として生み出すような対立と意見の討 議会制を討論による意思形成手続の中に捉えている。 論拠と反論との公開の商議、 ルドルフ・スメントの適切な特色づけに従えば、 公開の討議、 公開の討論、 しかし彼は議会制を民主 「動態的・ 交渉であり、 論過 程の シュミットも、 中 弁証 にある。 その際には、 法 的になる È 義との 議会に 前

さしあたって民主主義が想起されることを必要としない。」 あり、 議会とにだけ要求を限定し、議会の内部についても単に相対的真理だけに要求を限っているというわけである。 議会制を支持する後者の主張が依拠する世界観を均衡論的なもの、 ことなく、 議会は、そこで人が審議をし、 接的な断定性を持って登場することはなく、全てが、わざと複雑にされた均衡過程の中で媒介されなければならない。 派間の対立によってもたらされる意見間の均衡は、 るものであり、 合である」。このようにシュミットはケルゼンが民主制論の中で展開した議会手続の合理性を、 的 シュミットは、 性質からしてそのような過程に適する事柄にだけ関わることができる。 議会主義の討論は、 それ自体として評価対象にしようとする。 政治理念としての自由主義とは対立するものとして理解される。 君主の意思に法律の根拠を求める絶対主義の主張とアメリカの「フェデラリスト」の主張を対比し、 争われることのない共通の基礎を前提とする。 言い換えれば、 討論の過程の中で議論と反論との検討により相対的真理を獲得する場 それ故決して世界観の絶対的な問題に及ぶことができず、 議会制は民主主義に由来するものではなく、 その相対的合理主義と特徴づける。 国家権力も何らかの形而上学的核心も、 敵対的な対立は議会主義を廃棄するの 人民に主権があるとすれば、 民主主義と結びつける 自出 つまり立法と 一主義に その相 主権者 曲 諸党 直.

をもつ議会制だけによって示されることはありえない。 たる人民の意思は絶対不可 謬 0) ものである。 そのような「意思」 議会制は政治的統一 はそもそも上のような相対 性を生み出すものではなく、 È 義 的 自自 由 多元的 È 的 状 特 質

「 議会制の精神史的基礎の喪失

を調整する機構だからである。

する制度として機能することはありうる。 合しない。 つある。 次 0) 問題はこの議会制という制度の今日的可能性である。 小委員会による決定、 現実の制度としては、 官僚制化、 自由主義と民主主義とが結合し、 大衆民主主義の勃興がその原因である。 ところが今日ではこのような自 理念 議会制という制 原理としては民主主義と自 田 主義的 度が主権者たる人民の意思を媒介 な議会制度はその意義を喪失しつ 由 主義とは必ず しも結

する、 討論 といことになる は あ のことは同 自 る。 こうした主として議会活動の現状における変質という現 由主義の思 あるいはそれを支えるべき意識の変質をも捉えている。 0) か 信仰 つては真理と正義を生み出すものとして一つの世界観をなしていたこのような信仰 1時に議会制を本来支えていた自由主義と民主主義との幸福な結婚の破綻でもある。 が 想 存在し、 圈 0) 産物であり、 またそれが制度としても実現できる限り それが国王との対抗という中で民主的要請と結合したのは歴史的 象面 つまり議会制の基礎をなす 0 におい 問題点の ては、 指 摘 両者は結びつくことができた。 は 同時にその背景にある議 一討論 は 崩壞 国民の意識 への信仰」 してしまっ 偶 然に過ぎな の中に広く 会制 0 議会制 喪失で に対 そ

造り 13 議会主義への信 げてい 0 両 者 る異質 自 由 念 0 È 混成物が、 義と民主 討論による統 認識されることになる。 義 は 治 \underline{H} . 0) 13 信念は、 に区別され Ė 由 12 主義 ばならず、 の思想界に属する。 そうすることによって、 それ は民主主義に属するの 現代の大衆民主主 では

戱

ではなく、

て 異質なるものの O) が等しく扱われるだけでなく、 他 る。 方の民主主義の本質的契機は、 それ故民主主義にとっては、 等しさの実質が問題なのである。」 排除あるいはせん滅が必要である。 その不可避な帰結として等しからざるものが等しく扱われぬ、 シュミットにとって「同質性」である。 必然的に、 まずもって同質性が必要であり、 〔……〕等しさという問題にあっては、 「あらゆる実質的な民主主義 ついで 抽象的·論理的 その必要があれば ということに基づ は、 算術 等 的な遊 しい Ł

観を意味する。 ような平等は、 あらゆる人間 主主義は、 ここでは「民主主義」に潜む暴力性が容赦なく指摘されている。 これら両者の不明瞭な統合に基づいている点に問題があるのである。(9) 0 人間としての普遍的平等とは、 上述のように、 むしろ特定の種類の自由主義である。 このような道徳を支持するような政治制度は不可能 政治理念としては外部を持たない 自由主義とは国家形態たり得ず、 民主主義の同質性は実質的なものであり、 が故に内容空疎な概念である。 なわけではない。 個人主義的な道徳ない だが現代の大衆 従って、 世: この 界

型が喝采である。 主 0 玉 政 自 民 治 制 議会主義の危機は、 曲 7的同一 度は、 主義的な議会制は 義の要請とは合致しない。 的理想と個人主義的道徳との対立である。 性との矛盾である。 秘密投票によって私的領域から踏みでることなく政治に参加できる。 国民意思はこれによって表明される。 民主主義と自由 人為的な機構に見えることになる。 民主主義では国民が主体として登場する。 Ħ 由主義は基本的に私的な個人を出発点としている。 主義の二者択一の不可避性 大衆民主主義は、 この 直接民主主義手続を前にすると、 この両者に引き裂かれる宿命にある。 が表面化したことに起因する。 「国民は公的領域での しかしこれは同質性を基礎とする民 それによって成立した議会主義 民主主義の観点からは み存在する」。 これは民主主 個 人の その 意識 的

討 論とは、 合理 的な議論でもって相手に真理と正しさを説得し、 さもなければ真理と正しさを自分が説得される

という目的によって支配されるような、意見の交換を意味する。[……]あらゆる代表制憲法の特徴は、 闘 n る覚悟、 争 から (利害の闘争からでなく) 生ずるということである。 党派 の拘束からの独立、 利己的な利害にとらわれないこと、が必要である。」(ロ) 討論には、 前提としての共通 0 確信、 喜んで自ら説得さ 法律が意見の

ては、 [……]「象徴」が現れる。」 づくのである。 と提携を取り結ぶ。 は経済的な勢力集団として対抗しあい、おたがいの利害と権力可能性を計算し、 を空虚な形式にしてしまったからである。〔……〕政党は今日ではもはや討論する意見としてではなく、 議会主義の状況は、 利害と権力チャンスの目的意識的な計算が現れ、 真の討論にとって特徴的である本来の意味での議論は消滅する。 大衆は宣伝機構によって獲得されるが、 今日、 極めて利己的であり、それは、 大衆の操作においては、 その最大の効果は、 現代大衆民主主義の発展が、 そのような事実的な基礎の上に妥協 広告による印象的な暗 手近な利害と激情への呼び それにかわって政党間 議論に基づく公開 の商 社会的 汞 議 かけに基 あるい ある に お 討 は

精神史的な戦略によって、 が主権者となった状況のもとで初めて生じたからである。 この問題を考えるためには、 このように民主主義、ことに大衆民主主義は、 問題解決の糸口を探ろうとする。 近代的主権の問題にまで遡る必要がある。なぜなら、かような状況は近代において国民 独裁とそれに歓呼する大衆というような政治形態に親緑性を有する。 かくしてシュミットは近代的 主権の成立を更に遡るという

ではない。 (12) 政治を弱体化させるものとして批判的である。 ることを意味するものではない。 方で、 上のいくつかの引用からもわかるように、シュミットは即座に自由 周知のようにシュミットは、 もっともそこでの「個人」の性格づけが問題となる。 政治制度の中心に自由主義が位置することに対しては、 だがこのことは即 座に自由主義で擁護されるべき個 主義的価値を一般に否定してい これらの点は 公的次元に位置する 人 シュミッ 0 価 値 を否定す トの大 る わけ

衆民主 義批判の基礎に位置している。 それに代わるものとして、 彼はどのような秩序を構想するのであろうか。

- î 樋口陽一『憲法』『自由と国家』。なお筆者も既に小論(拙稿「シュミットとリーガリズム」『思想』七七四号七〇頁-九六頁) 『国家学会雑誌』八四卷三一八号、 表したことがあるので、本稿では重複する部分については触れていない他、シュミットの広範な業績のうち、本稿での関心に関す ユミット研究』、長尾龍一の『カール・シュミットの死』をはじめとする一連の研究、新田邦夫「カール・シュミットの政治理論 る部分のみを扱っている。 シュミットについては邦語文献にも枚挙に暇がない。代表的なものとして和仁陽『教会・公法学・国家』、 田中浩『カール・シュミット―― -魔性の政治学』など。その他、本稿でとった枠組みに関して、 山下威士 『カール・シ
- 2 ざるを得なかったのもまた事実であり、 シュミット自身の主義と秩序観に関しては近年優れた研究が公にされている。 本稿での関心はその変質の不可避性を検討することにある。 しかしそれが同時代の現状との関係で変質を被ら
- 3 樋口陽一訳『危機の政治理論』)六六頁。 Schmitt, Der geistgeschichtliche Lage des heutigen Parlamentarismus, (1923/1926). S. 43, 「現代議会主義の精神史的 状況
- 4 Schmitt, Der geistgeschichtliche Lage des heutigen Parlamentarismus, S. 58, 「現代議会主義の精神史状況」
- $\widehat{\mathfrak{z}}$ 八三頁。 理論の破壊であるとする。Der geistgeschichtliche Lage des heutigen Parlamentarismus, S. 60, 彼はヘーゲルを引き、 議会(等族議会) の教育的効果にも言及しているが、これは有機体的思考による自由主義的な機械的均衡 「現代議会主義の精神史的状況」
- 6 見の均衡の帰結ではないし、 神的基礎を放棄し、 必然的に単なる門構えに過ぎないものとならざるを得ない、ということは当然である。(…)議会主義はそのことによって、 権力分立を廃棄し、それとともに議会主義のかつての理念を廃棄する最も重要な手段であることが証明された。 「今日人々の運命がかけられているような政治上及び経済上の重大な諸決定は、 それもいよいよ小規模の委員会に仕事が移り、結局はそもそも議会の本会議、 言論・集会・出版の自由、 議会の討議の結論でもない。 会議公開 政府への国民代表の参与、 議院の不可侵特権その他の特権はその存在理由を失うのだ、ということ 従って議会の公開性がその目的から遠ざかって、 もはや〔…〕公開の言論と反対言論における意 議会主義的政府 (議院内閣制) 現状において委員

ケルゼンの法学純化作業は、

国家の社会学的及び政治的

―倫理的問題を「メタ法律学的問題」として彼の「法学と

- lamentarismus, S. 62, 「現代議会主義の精神史的状況」八五頁。 を見て取るだけの、歴史的状況の自覚を持っていなければならない。」Schmitt, Der geistgeschichtliche Lage des heutigen Par-
- 7 「議会主義と大衆民主主義との対立」(樋口陽一訳『危機の政治理論』所収) 一二三頁 Schmitt, Der Gegensatz von Parlamentarismus und moderner Massendemokratie (1926), in :Positionen und Begriffe, S. 59,
- 8 立。二三頁 Schmitt, Der Gegensatz von Parlamentarismus und moderner Massendemokratie, S. 59, 「議会主義と大衆民主主義との
- (๑) Schmitt, Der Gegensatz von Parlamentarismus und moderner Massendemokratie, S. 62, 立」一二七頁。 「議会主義と大衆民主主義との
- $\widehat{10}$ 立」一一九頁。 Schmitt, Der Gegensatz von Parlamentarismus und moderner Massendemokratie, S. 56, 「議会主義と大衆民主主義との対
- 11 Schmitt, Der Gegensatz von Parlamentarismus und moderner Massendemokratie, S. 57,「議会主義と大衆民主主義との対立」
- (2) Vgl. Schmitt, Verfassungslehre, S. 164 ff.

、憲法学・国家学の危機と主権論

そこでも再びケルゼンの議論に対する批判が出発点となっている。 らの主権理解に立ち入る前に、その前提としてこの問題に関わる彼らの方法論的態度を簡単に振り返っておきたい。 たい。その際、シュミットの議論をヘラーのそれと対比することによって、両者の特質を見ておきたい。具体的に彼 本節では、シュミットの民主主義観を見るために、彼の主権論、ことに近代的人民主権に対する認識を検討してみ

消

滅する。これが

国家なき国家学」であっ

た。

しての 'n 国家は法秩序と同 利主体といっ 玉 から取 た概念は第一 ŋ 除き、 視される。 その延長上で国家と法秩序を同 義的なものではなくなる。 国家は客観的法秩序という規範大系に過ぎないとするなら、 そのため法主体としての国家という通説 視した。 純粋法学は客観法の理 実体としての国 論であり、 的 理解 従 は 否認さ て権

シュミット おける統一とが予定調和に他ならない、という。 を純粋に獲得したが、 そのものの中にこそ客観性が存在する。 的完結性こそがケルゼンの立場では客観的と呼ばれ得る。 的理解であり、 定法規範の統一と合致するのか、 ́О 性を法認識の自由な行為の産物としながら、 方法論的にいえば、 幾何学的法学」は幾何学と法学という学科の性格の違いに由来する「方法論的境界」を喪失させているとい は 批判の当否は「客観性」の理解によると思われる。 彼の ケルゼンは一 「形式」 このことは法概念の形成における前学問的要素の意義の理 その根拠が示されないままに法秩序の「統一」 は認識論的主観に帰属する「主観的形式概念」だが、 切の社会学的要素を法概念から排斥し、 というような批判が展開されるのである。 従って、 世界観として客観性を求めようとするの 更に、 認識観点に依存させられた認識 ケルゼンのこのプログラムは、 ケルゼンの批判者たちには、 ケルゼンの目的は学的統 が主張されている、 規範および究極的 論的排除 0 ケルゼンがこのように法秩序の 統 統 は、 が 認識する主 法現象の 何故政治的現実に属する 性の確保である。 法学的認識 である。 根本規範 自己矛盾であると捉 関 観 係 ヘラーは、 と政治的現 ではなく、 への帰属 的 П その理 脱 ケル 実体化 0 実に えて 対

をの純粋法学から取り除いた。 かどうかという問題に他ならない。 このような方法論次元での争いは、 しか L ケルゼンは公法―私法、 ケルゼンの自己完結した方法そのものが果たして国家学・ 彼らによれば、 結局ケルゼンの純粋法学は対象の性格を内在化し得ておらず、 客観法— 主観法、 主権概念といった国法学上の 法律学にとっ 7

そのために本来社会学的に支配団体と理解されるべき国家が「規範体系」として誤認されているという。 実証 法的 破綻 段階構造論 とする」 なものではなく「事実的」なものに位置づけられるべきだが、このことをケルゼンは隠蔽している。 決断 主義は事実性に、 せざるを得ない。 異論のすべてが見損じているのは、 0 本質 0 問題点を、 への鮮明な自覚に発するということである」と総括する。 つまり人為的に制定されるという事実に基礎があるという意味での「実定性」が欠けてい この破綻ない 根本規範論に集約して批判し、 し両義性は 人格観念やその形式的権威との結びつきの源泉が特殊法学的関心、 「根本規範」 「〔ケルゼンらの 概念に典型的に現れる。 あらゆる人格性を国家概念から消去しひよう 他方、 ヘラーによれば、 シュミット は、 根本規範は、 ケ ル ケル ゼ ン 0 ゼ 規範 ンの 即ち 授権

時代の人々が抱いていた感覚とは合致していた。それを法学・国家学に関して一般化して展開したの このような純粋法学に対する評価が果たして全体として妥当なものであるかどうかはともかく、 というテーゼであった。 ヘラーを含め が 「国家学の で同

規範 る は 背後に見えかくれしているという。 主義的世界観に由来する形式主義的法治国家自由主義である。 ている。 意志」の契機、そして意志的な決断主体を排除していた。 ル 立憲的権威 一述のようなケルゼンの方法論 を置い ゼンは これは、 た。 主 0) それは 経験的 権 序章で触れた精神史的枠組みに当てはめれば、「あらゆる個別性に対する規範の優越」という、(®) の問題を法律学内部の問題として捉える場合、 意志行為から導かれることになる。 「憲法を制定する権威を任命する」ものである。 (の問題点)の帰結として、 このような法合理主義の代理者がケルゼンであり、 このような根本規範の問題次元は主権問題に位置する。 実証主義的主権観では、 その結果、 ヘラーによれば、 その方法 ケルゼンにとって主権の享有主体は消滅し、 しかしそこで形成される 元 そこには 論から 主権 彼は主権者に代わって 0) から意志的契機が 「市民的安全性 帰結として、 (憲法) 当為ならざ 規 の欲求」 範 排 の内容 根 除 され

ば人格 結は 法秩序その 的 自 にみれ 由 ルゼンの法治国家思想の完全な脱人格化と空白化によって、主権概念の衰退は完成された。「神学的見地からみれ 主義であり、 「主権概念は根絶されるべきである」というにある。 神論 ば人間 が理 Ō) が主 が介在しない法規範の支配の完成をもって完結するような、 神 法実現という独立した問題を無視するものである」。これは、前述の「国家なき国家学」の別言である。 論を経て此岸におい 権となることになる。 て完成された理念の内在へと発展してゆく事態としてあらわれ、 「ケルゼンは主権概念の問題を、 実質的にはこれは法に対する国家の独自性を否定する旧き その否定によって解決した。 内在的ユートピアの歴史は、 他方、 その論 まさにここ 理の 帰

る。 国家学としての にはそこに潜む問題点はなお顕在化していなかったが、いまやこのような世界観を自明のものとすることはできな .閉じられたのである」。 ⁽¹¹⁾ だが、 それ自体啓蒙主義イデオロギーの所産であり、 ケルゼンの議論は克服すべき時代状況を反映したものであった。 ケルゼンの理 論内部での完結性にみられるユートピアは法治主義の貫徹を反映 決断や意志の契機を隠蔽するものである。 啓蒙主義の時代 したものであ

遡行した結果は周知の 規範と存在の方法二元論において規範生成の問題が度外視されるという問題点とパラレ 結と考えられている。 人格化である。 的 た訳ではない。 主 権概念の問題においては、 に理 しかしそれは方法二元論という枠組みとは別次元の問題として扱 解不能 つまり、 な問題とされていた。 この点については、 脱人格化とは、 「根本規範」であったが、 法や政治の問題から人間の主体的 ケルゼンの純粋法学の もちろん規範が生み出される過程の問題にケルゼンがまったく関心を払わなか 法秩序を人格と捉えることからの脱却を意味するのではなく、 政治理論としての民主制: これは 「法主権説」 論理 活動 的 論が具体的 の契機を奪 仮説であっ は法的世界の、 われてい て、 国家秩序 6 取るものだという訳である。 規範 た。 この 構成の そして政治的 0) 生 成 ルの関係にある。 問題こそがシュミットやヘラ 方法論として構想され 0) 問 題 世 は 界 奇跡 逆にその 0) 脱 このことは 人格 として論 虚 化 構 0

に

とっ

て法学や国家学の答えるべき問題の核心であった。

的 に同 €, 0 と位 置づ けられ、 こうした観点から方法論をも含め た総体 的 転 换 が要求されたの である

規範生

成

0

問

題

は、

眼

前

0)

社

会的

秩序形成

0

問

題

と

理

る。 よっ 对 0 問 把握することはできず、 との する。シュミット、 的 実上の否定という点につき、 。 る。 [3 する批 なわ ように、 題だと考えてい 過程 決断 さてここでヘラーとシュミットとの 他方、 ては規律されない 関 その シュミッ ち限定づけを徹底するあらゆる憲法にとっての全権なのだから、 0) 係で強調されてい の契機が 判 構 中での意思的契機=実定性を問題にしているのに対して、 は具体的 成 ラー ここで既にシュミットとヘラーとの違い ラー 問題に他ならない。 1 重視され、 た。 0) は は規範的な規律にもとづく主 な解答の次元での批判であるとい ヘラーともに、 従っ 場合において決定を下すもの ル 主 権 る。 権力それ自体の実体的な内容を把握することは セ てケル ン それとともに認識論的 は に対 何 つまり ケ かとい ルゼンを批判してい シュ する批 ゼン流 媊 国家や法理解における現実性の う ミット 者には人格的決断 関係について予備的に触れておきたい。 の法主 間 判 は 題 は は「主権性とは、 第 権 権 主権 な主観 論 の捉え方を批判 に問 は、 は た。 えよう。 誰 か が微妙に現れている。 具体 題設定その そもそも問題設定からして受け入れ か、 しかしこの主権問 の構成をめぐって大きな対立が存 ―客観関係に分断された概念ではない という問 的 現実には国家の全権であり、 この点に関しては、 政 治や 欠如、 も シュミットでは、 政治的 法 のに対する批判であり、 11 が主 0 できない。 法的な規律は権力行使の 世 題の扱い方に関して、 実定性」という要素の 界でい 権性 現実での ヘラーが社会団体としての シュミットとヘラー とは 節を改めて検討することにしたい。 か ではそれに対して、 12 主 法的 何 して 権 かという問 の所 権威 在してい これはかの、 が 構 たい 成さ 「形式」 在 0) 子 0 ユ 間 欠落を問 両者には もの n 測 る。 111 確定を対置 題 とは主 いである」として るべきか との 17 पा 概念が これは すなわち法に ŀ であっ 現 能な内容 権力の 実性 関 0) 題 相 権 主 係 違 問 意思形 とい して 小で人格 を L が 題 分割 強 存 7 0) 威 調 1. 在 事

るが、これはある具体的法秩序の他の具体的秩序との区別を意味するに過ぎない筈であり、 まり道徳などの他の規範などからの区別― なおケルゼンとヘラーとの関係について若干補足すると、さて以上のような問題は ヘラーによれば、 ケルゼンは法の実定性の問題を具体的法秩序における根本規範からの導出可能性に置 ―に用いるのは不当てあるという。 「実定法」 これを法の本質論 概念についても妥当 ーつ

根拠を、 りこの所与性を支えるのは「共同体を拘束する最高の法命題を実定化する能力」 たる主権性に求められることになる。(⑴ 介在を承認しつつも、それが単なる決定 区別するメルクマールであった。ただし、 を強調するという二面作戦を展開していたわけである。従って、それを最終的に支えている「根本規範」 ざるを得なくなっているのである。これは「法主権説」の抱える難点であると、 為としての法秩序を最終的に支える規範的性格と、それが事実当為として存在していることとの両者の性格が混 一方で自然法的な規範と異なる人為性の性格を維持しながらも、 しかしケルゼンにとっても法とは――ヘラーと同様に― 権限の連鎖という形で最終的に「根本規範」に遡及することにより担保しようとしていた。 所与性を認識する「法律家」に主権を付与しているとヘラーは批判する。(『) その実定性は、それが実定されたものであることについて、 意志的生産物――ではなく、 - 実定法に他ならず、 他方で心理学的ないし事実的な世界の決定との違 法という当為の世界に属するものとしての ヘラーには映っていた。 その実定性こそが他 その意味では の規範と法とを 人為的決定の ヘラーにと の中には当

通している時代の状況の中で、 を自覚している。政治的に様々でありながら法則主義を批判する「反ブルジョア的な英雄的生の雰囲気」としては共を自覚している。 時の主流でもあった。 ラーはこのように主たる批判対象をまずケルゼンに代表される実証主義の法則信仰に向けている。 ヘラー自身もこの反・実証主義という形で政治的には多様な潮流が戦線をともにする混乱 この雰囲気をいかにしてキャナライズしていくかがヘラーの課題であった。 この批判は当 その中で

ケルゼンは国家的主権の事実に眼を塞ぎ、

比較的友好関係にあったシュミットとも袂を分かっていくのである。(エワ)

- 1 学には合理化不可能な内容や素材があることを認めようとしなかったからである。」Heller, Die Krisis der Staatslehre, in: G. S. Bd. II, S. 「ケルゼンは . 19-20, コペ 「国家学の危機」二三頁 ルニクス的転換の意味をよく吟味しないまま、 いきなりそれを文化科学や法律学に持ち込んだために、
- $\widehat{2}$ Schmitt, Politische Theologie (1922/1934), S. 27ff, 「政治神学 四頁以下 主権論四章 一」(長尾龍 訳 「危機の政治理論」
- 3 尽きている」。Schmitt, Poltische Theologie, S. 40,「政治神学 「ケルゼンの標榜する客観性とは、 一切の人格性を回避し、 法秩序を非人格的規範の非人格的妥当に帰着せしめるということに 主権論四章
- とにして、文脈に応じてご都合的に両分野の概念的特質を使い分けることにより るという。さもなければそもそも「国家学」を論ずることができないからである。 と指摘している ヘラーによれば、これらの概念は本来社会学的基盤を有するものであり、それらは純粋法学の諸概念においても密輸入されてい それをケルゼン自身も国家=法という図式をも 規範体系であるとか― 国家学を論じている
- 5 Schmitt, Politische Theologie, S. 40, 「政治神学 主権論四章——」二一頁
- $\widehat{\underline{6}}$ 法曹に役立たず政治-教育的にも効果をもたないもののための対価として支払われたのである――この点はケルゼンが反駁の余地いう点については、啓発的な点は全くなかった。方法純粋性を目指したその努力は不毛なものであったが、このような努力が実務 古典的表現と評することができよう」。Heller, Die Krisis der Staatslehre, S. なきまでに立証しているところである。 言えば、ケルゼンの国家学は確かにそれほど不毛でもなかったが、通説的な法律学的-実証主義的国家学が邪道に陥るものであると ケルゼンの最大の功績を、 なものである。だが、純粋法学の本質は、このような業績に個々の点にまで立ち入ることができていない、という点にある。 いには不合理なものになるまで徹底させた点にあると見ている。決して皮肉をいっているのではない。〔…〕政治的見識について 「国法学の方法的自覚ということについてケルゼンとその学派がなしえた貢献は、依然としてあまり評価されていないが、 国家学における論理主義的実証主義を譲歩することなく極めて印象深くまた驚くほど明敏な形で貫き、 ケルゼンの『一般国家学』は、それゆえ、今日の国家学が陥っている重大な危機 24, 「国家学の危機」二八頁 巨大 私は

- v. Müller/Staff. 「ヘルマン・ヘラーとハンス・ケルゼン間の論争についての批判的論評」 程度の一致点と政治的な著しい対立とともに、これらの論者の間でねじれた関係を生み出している。ヘラーの議論は実質的には法 実証主義の掲げた目標に対する同時代再構成であった。Vgl. Ingeborg Maus, Entwicklung und Funktionswandel der Theorie 状況と国家学』所収三〇〇頁以下)など。政治的選択の次元での両者の類似性は、方法論的次元でのシュミットとヘラーとのある des bürgerlichen Rechtsstaat, in : Rechtstheorie und politische Theorie im Industriekapitalismus, S.11 ff. Christoph Müller, Kritische Bemerkungen zur Kelsen-Rezeption Hermann Hellrs, in: Der soziale Rechtsstaat (1984), Hg (兼子義人訳 『ワイマール共和国の憲法
- (∞) Heller, Souveränität, in : G. S., Bd. II, S.74
- (๑) Schmitt, Politische Theologie, S. 31, 「政治神学――主権論四章

一」一六頁

- $\widehat{10}$ のと同一であるにすぎない。」Heller, Souveränität, SS. 42-43 否定されたことはない。 これ以上に徹底して成し遂げられたことはなく、あらゆる規範的科学の基礎問題すなわち規範と個性の問題も、 「『純粋法学』の体系における主権性概念の故郷喪失は、この理論の主体喪失から必然的に生じる。 ケルゼンにとってはいかなる人格といえども、 規範秩序、 国家、そして法秩序が虚構的に人格化されたも 法律学的世界像の脱人格化 これより徹底的に
- (二) Heller, Souveränität, S. 41.
- 12 ヘラーも現状認識に限ってはそれと同様の視点を持っている。 これは序章で述べた公共性の衰退の裏面である。この点をおよそ無意味なものとして位置づけるのがシュミッ て、Reinhart Koselleck, Kritik und Krise (1959),『批判と危機』 内在的ユートピアそのものが危機の隠蔽に過ぎないという議論につ (村上隆夫訳)特に第三章を参照
- (2) Schmitt, Die Diktatur (1921/1927), S. 194.
- (4) Heller, Souveränität, S. 79
- (5) Heller, Souveränität, S. 85
- (E) Heller, Europa und der Fascismus (1929), in : G. S., Bd. II, S. 484.
- はシュミットの議論をはっきりと「ファシズム的独裁」と規定している。Heller, Europa und der Fascismus, S. 489 ·ロッパとファシズム』であるという。 Klaus Mayer, Hermann Heller Eine bibliographische Skizze, S. 82, によるとこれが明確に現れてくるのは 確かに『主権論』でのシュミットに対する批判は理論的な傾向が強いが、『ファシズム』で 一九二八年の『ヨ

主権と独裁

とつ 6 解 関わる社会哲学的 を かにして構 本 て国家学 節では、 一主権 民成され 0) 0 枠 実 権 内 体 0 具体 を理 る で 問題であ Ò 0 議 か。 論 的 論 O) 構 (۱ る。 0) 外 成 転 0) 部 0 換が こうした 問 に 問 駆 題 題 方法論 を対 は、 逐 Ļ 象にす 側 単 的転 1 主権 IHI E 理 る。 0 問 換の主旨であっ 論 題 V 的 てケ 彼らは を隠蔽していると捉えてい 問 題にとどまるものではなく、 ルゼンもおよそ何も論 規範体系としての た。 法 じて た。 秩序 を [ii] しょ れに対し な 時 È に 10 政治 権 b け して実在 では とする 的 ない な L 的 13 偷 ル が È 理 権 セ 彼 的 概 > 念 b 的 側 闻 は 見

性を強 等 観 的 め、 に展開することができない 的 な法則、 では (械論的) 意志を排 ところで、 内 権 調 してい 法的 国 概念を廃棄するも È 在 富家学は、 する 除 義 シュ 的 権力としての国家理 したケルゼンである。 . る。 傾 「反国家主義」 向 ミッ 精 しか 法的 神と自然、 しこれらの やヘラーに という。 11 0) 界 を指 0) 批 解 脱 規範と意志との 他方、 おい 摘 傾 ギ が前提 人格化 判する。 [台] 1 を、 て実証主義に対する批判 ル 有機的 方法 ケ、 であるとし からして不可能であり、 シ ラー 論 _7_ ミッ 国家学 次 対立を前者 口 1 凣 Ł えらゲ での 7 同 1 様に、 は Vi は る² 実証 E |家と法 ル 0 側に解説 0 丁 7 Ė. 義と社会学主義に対 対 は、 ル ン ゼン 11 的 \mathbb{F} 立を後者 社 傾 家 消した。 反 0) 会を対立させ、 0 浦 向 規 統 で有 0) 範 有 0 機体 側 その典型が 機体 性 È 義 が へと解消する。 論 論 しょ す は かに 批 る批 \mathbb{F} 判 サ 家を社 意思 して存在するの 法学や法の 判 デ 通 と並 的 1 底 カリ 会の この して 統 行 単 体 世 自 ス l, a 然主 る。 7 なる使者 界 対 かを か 的 義的 6 自 傾 して多元 説得: |然科学 向 機 心 に貶 とに 玉 理 的 的 学

題 と不可 在 議 論的 会制 な静 分であ 批 判 態 ŋ 大 的 衆民 秩 その 序 主主主 もなく、 意 味 義 で 批 判 啓蒙 主義 白 は 然の この ことを指 的 (ない な し自然発生的 般意思 摘 してい 0) 存 た。 在 秩序」 こうし 0) 信仰 はその任を果たすことが た現 も動 実を 揺 す んると、 前 提 1: 寸 社 れば 会は多元 できな Œ 権 化 す 13 0 る。 問 顋 1 は ユ 支 配 示

て国 ているのは法や秩序における意志的契機の不可避性の認識である。 支配関係に解消されるものでもないことが弁証されなくてはならないことになる。 家の統一性を弁証することはできないとともに、他方で意志的決定の契機の必要性を説きつつも、 かくして、一方で自然の秩序的世界観を根拠にし それが事実的

るか 結論 は、 な法主権論はシュミットやヘラーにとって無意味なものであった。だが、その理論の内実・帰結には著しい てどのような 0 的 問題に射程を合わせたヘラーとは、法・(6) てい 社 ラーは、 会の克服という関心と結びついている以上、 非 的 同じ陣営に属する。「主権論」の問題は単に法学の理論的構成問題にとどまるものではなく、 る。 常事態を出発点とするかという点にある。 にいえば、 こうした傾向に対してシュミットは実在的主権概念を対置した。 彼の非常事態に定位した主権概念と、 (5) 決断 「国家」秩序、 的契機を制約する文化的条件の問題が法並びに国家構成の問題 ヘラーとシュミットの違いは、 国家的意思形成を構成するかというすぐれて実践的問題でもある。 通常状態を念頭においた民主主義的主権論をとる。 政治の世界における合理主義的法則信仰を批判する反・法実証主義として その克服の方向に含意される政治的帰結の これは一見すると方法の選択の 何よりも主権問題を構成するにあたって、 0) したがってヘラーの国家論 中に持ち込み、 問題でありながら、 厳しい 通常事態を前提とす 当時のドイツにお それ故に実証 それ 対立を生 によっ 対立が それ が多元 て主 えある。 み出 支配

(182)

構造は、

主権論で現れており、

それは議会中心でありながらもそれを拘束する共同

な議会制論とも異なる。 (9)

以下ではこれらの点を、

独裁と主権に関する問題を媒介にして跡づけてみたい。

体法原則の存在を指

摘

する点で実証

問

題を特権化することなく、

7 ミットの有名な定義によれば、 「主権者とは、 緊急事態において決定を下すものである」。 ここでは、 ケルゼン

にも 既 そしてまた、 によって国家から除去され個人の側に位置づけられた意志は、 に 例外状態」であり、このような状態を制する者こそ、 階級対立や党派争いで分裂状態にあるドイツの現状がある。それが極限化したときには、 問題は、 秩序からみれば例外的な非常事態の問題として規定されている。 主権者に他ならないということになる。 国家に位置づけられ、 主権 0 シュ 問題として現れてい シュ ミッ 1 " 0 トによれ 議 論 の前提 る

主義に具体的秩序思考を対置する際や、その憲法概念において見られるように、実定法秩序の背後にある「秩序」をは決断が規範に優位するが、それは規範の前提となる秩序を回復するためである。後にシュミットは規範主義と決断 ような「法」の機能を無制限に、 るという。ここで法とは規範的なものとして、「秩序」に対比される。(⑴) 法的思考の基盤としている。 って支えられていることが必要であり、「法」は通常事態においてのみ機能する。 シュミットはこの例外状態に本質が現れ、 例外状態における規範的拘束にまで拡張するものだというわけである。 緊急事態にあっては法秩序の「法」と「秩序」の対立関係が 規範的なものとしての「法」は、「秩序」 実証主義的な「規範主義」は、 明らか 緊急事態に によ にな

に求め、 意的にならない ではこの問 らの行為によって廃棄し、 るために、 は、 この点を独裁論での展開にみてみよう。彼の委任独裁と主権独裁の対比論によれば、 通常の官吏と委任 主権者の意思に拘束される後者の方が独立性が弱いとしている。 委任独 .題を歴史的展開の中に位置づけ、 ためには 一裁者は憲法を個別的に止揚するが、それに対して主権的独裁者は現存するすべての秩序を、 (独裁) 主権者の意思を示す秩序がある程度自明のものとして存在していなくてはならない。『独 新たな秩序を作り出す近代以降に固有の革命的な独裁である、 者の違いを、 口 前者が法律により拘束されるのに対して、 1 マ以来の伝統的制度である委任独裁と、 従って、 裁量範囲の広い委任者の行動 憲法の具体的な存続を保護す 、 とされ⁽⁵⁾。 啓蒙的独裁、 後者は命令に拘束され また、シュミッ ジャ コバン的 みずか る点

場し、 前者が な委任を与える実体が失わ 制 を伴った授権関係はもはや存在し 独 内での委任によるものだが、 裁 0 中 憲法によって作られた権力であるのに対し、 市 i 民革命によってそれ 現 れるようになっ 'n た主権 が確立されるとともに、 主権 革命的· 得ず、 独裁は憲法体制確立以前 独裁が対比されてい 人民という無形 主権独裁が登場する。 後者は憲法法制定権力として働く。 主権 の主体が登場する。 る。 独 活裁が登場する。 (17) 法や政治の世俗 の状態で意味を持ち、 このような独裁概念の転換がシュ ここでは人格的代表とそ 俗化 委任 \prod 脱 独裁はあくまでも一 将来の憲法体制をその根拠とする。 神学化 フランス革命以降はこの 以降、 ミッ E 民 れに随伴する制 1 時 È 的な、 Ò) 権 近代国 0 観 既存体 念が登 よう

俗化 委任 n は としてい 権限 根 0) ル シズ 本的 根幹を成 憲法五〇条の定める宰相ないし管轄大臣 0 ユミッ 独 が子 なかで自 0 裁 関係 ムに であ には る。 0) 委任 1 こまで が問 る。 ライヒ大統領 してい 構成されてい 1 が 自身 指摘 明 玉 0 意義が 0) 題になるはずである。 民 してい ものとはならなくなっているし、 かし委任 が 主権を原 近 跡 + 代から現代へい 17 た主 なければ無意味である。シュミットは、ライヒ大統領を「まったく明らかな委任独裁者の例」 には決して「国家の 分に維持されるためには、 6 0 理とするワ 権独 前提となる授権関係 れる主 裁の登場は、 権独 たる歴 イマ 上の二つの 裁をもっ 1 0 ル憲法においては、(19) 全権」 史的 副署により効力をうるという統制に服しているからである。 彼の 独 て特徴づけていることからも、彼自身が抱えて 傾 いう委任を支える秩序の観念が失われていることを示してい あるい 向 同時代の 背景による制 裁概念の対比 委任者との委任関係が実質的に維持され、 を、 は ル 状況ではそもそも存立し得なくなっていた。 7 「限定なき授権」 1 度は、 民主主義的 からプ からもわかるように、 シュ 口 レ ミッ タリ 秩序と非常事態に が与えられるのではない トの 7 独 裁まで 念頭にあるも 独 裁は 憲法論上は委任に おけるライヒ大統 また委任者の Vi た問題であっ 0) も含めて、 終的 しかしよ ワ 存立そ 1 事 世:

者に るための道具立てをシュミットはどのように用意するのだろうか。 関係に構成されたものである。 義国家をモデルとするとい とこれらの近代的正統性とはい 不定型な革命的人民主権は国家の主権者 おける政治的 統 0) 再 生 われる。 は、 それにも拘らず、 歓呼で答える集合的 かなる関係に立つの シュミットの 0 現実にはこのような秩序そのものは存立し得ない。 世 解消であり、 俗化されたカトリック的秩序はこのような正統性とさし当たり 主体 か。 彼 0 国家的統 の国家論はアンシャ 連続線上で捉えることになる。 0 前提 が喪失したことを示してい ン・レジー シュミッ ム期のフランス絶対 それを存立さ ŀ る。 いう「秩 主権 せ

底されることから生ずる危険性についても、 治 己自身と同一であるという原理)を導入することになる。 その憲法概念のなかで、(②) 0 経験的人民から生み出されるべきものとしてではなく、 民が自己の政治意識と国民的意志によって友と敵とを区別する能力をもつ場合には、 原理とは再び緊張状態に置 性の不在はシュミット自身が繰り返し指摘していたところではなかっただろうか。 人民 的 ワイマール体制との関係では、 統 (の政治的統一性) を具現するという形でシュミッ 性を指し示し、 実定的憲法概念はその決断としての体制であることになる。 かれるのは必至であった。 シュミットは議会制から利益代表的契機を払拭することを通じて、 シュミットは自覚していた。 ⁽²²⁾ トは秩序を構成しようとするのである。 一つの人格として措定される。 だとすれば、 絶対的憲法概念はこのような人民の政 現存する人民が政治的統 しかしここでの民主的同一 更にこの この 具現性ない 「価値あるもの」 同 だがまさしくこの統 し代表制 $[\vec{u}]$ 性 体としての自 性 0) 0 と同 原 原 性は 理 が徹 性 入

代表としての議会は、 れるレプレゼンタツィオンの 具現的秩序は議会制の代表制 その 利 益 秩序には、 0 へと転用されるとき、 調 整の 役割ではなく、 人格的な具現とその機関的作用とが存在する。 現実の代表制との関係では観念的性格を帯びざるを得ず、 こうした対立を複合するもの となる。 だがこの文脈では人格的具 そもそも具現 性 と捉え \pm

ば、 てしまう。 制に関する経験科学的な主張を内在させてはいない。その結果として、前提となるべき秩序ないし同一性は:(図) る。 現の可能性 については節を改めて検討してみたい。 彼はレプレ わ ばその機能的等価物である大統領を核とする直接民主的制度にとって代わられる危険性が導かれることにな その中でなおかつ「秩序」が維持されるとすれば、 が問題にされ、 ゼンタツィオンを理念化し、それによって経験的次元での制御の余地を剝奪した。 その結果として議会が主権者たる国民との関係では現実にその役割を果たし得ないとなれ それはどのような形を取ることになるの つまり、 か。 この帰 宙に浮い 直接民主

ものと理解するヘラーとの対立がみられる。(25) 態をもたらすものだとヘラーは述べている。この意味での「政治的同質性」の不在はヘラーの議論にとっても出 て、ヘラーが であると同様に難点を示すものでもある。だが、ヘラーはこれを経験的に生み出すべきものと考え、 を展開しようとした。ここには何らかの秩序の存在を必要とするシュミットの議論と、この秩序をむしろ構成すべき さて、 この委任者側の構成の難点こそ、後述するように「後見人」を主権者へと転換させる危険をはらむものとし 批判の対象としたものである。 主権者とは立法権の主体であり、 従って通常状態につき持続的に法的: そのため

ラーは、このようなシュミットの議論に対して次のような実質的な批判を加えている。

解釈として、 定機関なのだ、と同時に主張することはできない筈である」。そうである以上、シュミットがワイマール憲法四八条の(%) とする主張は受け入れ難いものとなる。 「大統領の独裁は必然的に委任的なものであるとしながら、大統領は「主権行為」を引き受けることの許され 例外的にせよ「主権的権力によって」「措置として」例外状況を克服すべき機関が存在しなければ つまりシュミットの議論のなかで、 委任独裁の議論が主権独裁に転換する ならな た決

を排 使する たのである。 て事実上主権者となるのではないかと危惧している。 歯 止 除した めが理 限 は 論上示されてい 「内在思想」 以下ではヘラーの主権論を中心にして、 事 実上歯止めがなく、そのため委任を受けた限りで主権的 0) 、展開と捉えている。 ない点を衝い ている。 しかし両者の間には、 委任独裁者として位置づけられてい ヘラーの シュミット、 側からシュミット ヘラーともに近代的な主権概念の展開を「超越性」 この 地位におかれる大統領が主権者国 超 越性の内在に関して隔たりが存在してい の問 |題性を照射してみたい。 る大統領が例外状況 民に代わっ において行

- $\widehat{\mathbb{1}}$ Souveränität, S. 45-46. デュギーについては、 ķ 46 f. マルクス主義の経済法則主権性 への批判については、 S
- 2 |序||が主権性ドグマの危機=「国家の危機」をもたらすという。 同時代の国際法理論の一般的傾向にみられる反主権的態度批判については、 Souveränität, S. 56. 自然法的な国際法的 一自
- 3 Souveränität, S. 60.なお、契約秩序についても、規則を状況に即して具体化し、また遵守を強制する決定統 示されている。 支配秩序の必要性を説いている。Ebd. S. 63. この問題は国際法秩序の理解と関連しており、 も劣らず問題となるのだが! がなかったからこそ信仰を得た、 「支配することとはつまり規定的に命令することであり、 平和主義的思想、そして国際連盟制度によって、諸国家観の世界経済上の絡み合いの度合いが高まることによって、 だがこの形式的なイデオロギーは、法生成のためには個別的決定統一体を必要とするという実質的な法理念への信 非人格的な自然の秩序が決定の機能をひきうけることが永久に不可能であることの決定的な理由 人間というものが念頭におかれるかぎり、 とし、 「自然の秩序」論や実証主義的法則主義とのコロラリーで語っている 拘束力をもって決定することである。 もっぱら人間的・人格的判断力の機能である。 非人格的法秩序という観念の普遍的! しかし決定とは 体が欠けているとし、 そして何に
- 4 題を扱っていきたい ここでは国際法理論の論争状況に立ち入ることはできないので、 ヘラーに倣って「国家の危機」という観点から 論 0 間
- 5 従って、 有機体的傾向やゲルマン主義的傾向に対する批判として、 シュミットの公法学全体のモティフを位置づけることができ

6 こなったのは、 一主権性ドグマを、 カール・シュミットであった。一九世紀の君主による反革命の思考過程に、 意志を備えた主体という身代わりをつかって再生させるという、 唯一のしかしきわめて意義のある試みをお またソレルのサンデカリ ズムにも依

敬遠の書き直しであるにすぎないのだとされる。これらの点でラスキにきわめて接近しながら、 伝来の主権概念は、 してシュミットは擬制された国家主権性を国家機関の主権性によって代置しようとした。 理論においても登場をみなかった。ドイツでは、 今日ますます通説的な、 代置するにせよ、 政治的には階級概念によって、また憲法的ならびに国法的には近代の団結の自由によって、本質的に変容され 脱人格化された形式民主主義に統一性と主権的意志を与えようとする試みは、 あらゆるその他の主権主体に対置される「国家主権性」の概念は、多くの面で本来の問 シュミットの独裁理論がこの方向を進んでいる。」彼の意見によれば、 独裁によって権力を分割する法治国家を シュミットは国家主権性の理

7 C・シュミット批判― 擬制されたより高次の統 シュミットに対するヘラーの批判と、ヘラーの主権論については邦語文献として、谷喬夫「主権論をめぐって-―」『法学新報』八四卷一〇・一一・一二号二〇七頁以下がある。 一性を、現実の力の現実の主体として具象化しようとする」努力を認めた。Souveränität, S. | H・ヘラー

理論が法律学上無能力であることの根源を暴き出した。この関連でシュミットの批判は疑いなく決定的なものであり、 にとってもさまざまの観点からのモデルケースとなった」。 説に対するカール・シュミットの批判はたしかに、合理主義的な法律への信仰に決断主義を突きつけることによって、 Souveränität, S. 仕

- 8 対ライヒ」(七月二〇日事件) 権と憲法裁判』所収、 にいわゆる「プロイセン対ライヒ」訴訟がある。これについては、山下威士による訴訟記録の翻訳 とヘルマン・ヘラー」『危機状況と政治理論 を支える過程についての十分な議論がなされていないのは、 シュミットの議論は確かに決断を強調するものではあるが、「決断」問題に関心を集中しつつ、それが生み出される、 成すべきかという本来の政治的問題を等閑視している。 同「一九三二年国事裁判所におけるカール・シュミット」『法政理論』二五巻 法廷記録」として (一二) まで連載中)、 (年報政治学)』 所収 拙稿「シュミットとリーガリズム」。 彼の法学的形式主義の裏返しに過ぎない。決断が具体的にいかにして τί] 「一九三二年国事裁判所におけるヘルマン・ヘラー」「人 なお、 (『法政理論』に「「プロイセン 具体的に両者が対立した場面 山口利男一 国家学の
- 9 この点は法律概念をめぐる彼の議論からも見ることができた。 ヘラーの 主権概念は基本的に立法権を念頭に置いており、

17

念の問題の国家論的展開が主権問題にあらわれている。 参照、 本稿(一) 「神奈川法学」二八卷一号一

五頁

- (1) Schmitt, Politische Theologie (1922), S. 11,「政治神学—主権論四章—
- (1) Schmitt, Politische Theologie, S.19,「政治神学―主権論四章―」九頁
- (12) ここに自由主義批判と同様の図式を見て取ることができる。
- $\widehat{13}$ 危機の政治理論」所収、二四五頁以下。 Schmitt, ber die drei Arten des rechtswissenschaftichen Denkens (1934), 一法学的思惟の 類型 (加藤新平

 \mathbf{H}

36

- (4) Schmitt, Verfassungslehre, S. 4 ff.
- 15 16 このことは前者が客観化された法律に拘束され、 Schmitt, Die Diktatur, S. 136 主権者との関係が間接的になることによる。Schmitt, Die Diktatur,

からの構成と、 ジーム的な秩序の崩壊として捉えている。 のに対する感覚が異なっており、 シュミットは近代以降の秩序をヘラーのように自然法的世界観の崩壊としてのみ捉えるのではなく、 同一性の上からの構成の違いとも言えよう。 それがまたワイマール期の国家に対する態度の違いにもなっている。 参照、 和仁陽『教会・国家・国法学』一五五頁以下 。この点では近代化の中で失われた カトリック=アンシャンレ つまり社会的同質性

- (\(\sigma\)) Schmitt, Die Diktatur, S. 201.
- 19 ワイマール憲法四八条の大統領緊急権に関する最近の研究として、Achim Kurz, Demokratische Diktatur?(1992)
- $\widehat{20}$ ては、 なし得るのかについての関心がシュミットに欠如していたことである。 この文脈で、人民(Volk)が政治的自意識を備えた国民(Nation)とならねばならないことが述べられているが、この点につい ヘラーとの比較の中で終章にて振り返る予定だが、さし当たり指摘しておきたいことは、このような転換がどのようにして
- 21 この間のシュミットの議論の展開については、 和仁(前掲本節注(17))、二六五頁以下。
- (2) Vgl. Schmitt, Verfassungslehre, S. 215
- $\widehat{23}$ Der geistgeschichtliche Lage des heutigen Parlamentarismus, S. 34 f.「現代議会主義の精神史的状況」五八頁以下。 Vgl. Christoph Müller, Der freie und imperative Mandat (1966), S. 41ff.民主制の意思形成過程の不充分さについては、
- 24 後述するように、立法者たる主権者もまったく無から決断するものではなく、 倫理的法原則による拘束がボタンにおいては想定

え書」五四頁など。

されている。 ついては特に評価を下していない。それはここでは主権問題そのものよりも、「独裁」問題に関心が集中していることにもよる。 この点はヘラーが評価するところであるし、シュミットもまた見逃しているわけではないが、 シュミットはこの点に

- (25) これは法律概念をめぐる両者の理解の違いに対応している。
- (%) Heller, Souveränität, S. 90.
- ders., Die Diktatur des Reichspräsidenten nach Art. 48 der Reichsverfassung, in : Veröffentlichung der Vereinigung Deutscher Schmitt, Besprechung von Gerhard Anschütz, Die Verfassung des deutschen Reichs, in: Juristische Wochechrift, 55, S. 2272;

Staatsrechtslehrer, 1, S. 93; Die Diktatur, S. 201 f.

 $\widehat{28}$ rechtstehoretischen Problematik der Gegenwart (1929), in : G.S., Bd. II, S. 254, 「現代国家理論及び法理論の問題性に関する覚 Schmitt, Politische Theologie, S.64,「政治神学―主権論四章―」三四―三五頁、Heller, Bemerkungen zur staats-

主権と法――ヘラーの主権概念についての補遺

承認は、 うまでもなく、法実証主義に至る実定法一元論的認識に対する批判の意味をもっている。この超実定的な法の基礎の この限りでは、ヘラーとシュミットとは類似した関心を抱いていることになる。だが、問題はこの秩序の内実である。 束され、主権者がそれを侵害する場合には臣民は服従を拒絶し得ることにも着目している。この点の重視は改めてい 法 ius と法律 lex との区別を根拠にして、この立法権は無制約の主権者意思の表現ではなく、君主も超実体的な法に拘 後論を先取りしていえば、ヘラーはボダン的な神法としての超実定的な法の観念を、近代的な自然法思想の内実を伴 してのボダンであり、主権者を立法権を手にした「永久の力」であるとしたことを評価する。しかしそれとともに、 ヘラーもその主権論の出発点に、ボダンをおいている。ヘラーの関心の所在は現実への視点を備えた近代国家論と 一方で抵抗権の基礎づけであると同時に、宗教的内戦の脅威に対する秩序擁護の必要性にも由来している。

b せながら、 文化 .圏に拘束された世俗化された法原則として再生させようとすることになる。

社会との媒介、 うかがわ 立法作用という把握は、 論も通常状態での立法権 法」により拘束され「法律」を形成する立法権の位置づけにその意義を読みとっている。 ような法概念認 せるも 社会の中での意思形成にまで及ぶことになるのである。 のである。 識の次元でみられた近代性への傾斜は、 問題を授権関係と秩序の存在に分断せず、 0) 更に、 所在の問題である。 「法原則」の位置づけの中で、 ここではまだ十分に展開されていないとはいえ、法と法律の 彼の関心は、 国家観とも相関している。 決定の具体的ありように視点を向けてい 制度化された手続の態様にとどまらな それに対応して、 ヘラー はボダンのなか 間 彼の主 ることを に立 **つ** 権

決断」 は 自身は を決断主義者と断ずることになった。 降 イツの精神史から生まれてきた社会的大衆民主主義への反動と区別しているが、「秩序」が自明のものイツの精神史から生まれてきた社会的大衆民主主義への反動と区別しているが、「秩序」が自明のもの も決 し得るだろうか。 裁 シュミッ 一の時代を前提とするヘラーにとり、 の問 ところで、 主権 して無制約ではなく、 とされている。 独 題は法規範を超えるものであるが故に、 裁者たる大統領に主権性を承認しているわけではない。シュミットの場合にも、 を手にした独裁に転化する危険性は否めない ŀ 批判が、 シュミットも法規範が法理念の実現である、とする法と法律との二元論的立場を示している。 ヘラーはシュミットの議論がカトリック的秩序観に立つものであることを指摘 結局のところ奇跡信仰と対比可能な例外状況での主権主体の神秘化 しかし、 人民の代表たる議会による制約が課され、 決断の内容に対するこのような制約がワイマール時代の危機的状況でどのように機能 シュミットの主張によれば、 その意義ない 措置であり、このような法理念とは関係しない。 し含意は理解し難 とヘラー は考えたのである。 あくまでも b その職務につくもの ものであった。 **「委任的」** その その結果へラー な大統領の に向けられたとしても不思 意 の人格に由 例外状況での大統領 味で、 もっともシュミッ 主 独裁 では 国民主義的 来する 権 論 は での が、 シュ ない 近代以 ミッ 制 ヘラー か 度 権 独

議ではない。シュミットのモデルとなっているのが、 序の構築に、ヘラーの関心は向けられていたからである。 係では重要ではない。むしろこの局面の「合理化」の近代における進行を所与として評価しつつ、それに対応する秩(タ) トリック的秩序観と結びついて、 機関を通じて作用するものであった点でヘラーに誤解があったとしても、さし当たりそのことはヘラーの議論 超越神を淵源とし、 それを教皇(ないし君主)がそれを具現し、 奇跡信仰を基礎とする純粋決断主義型の秩序ではなく、 それが制度化され 上のカ

権理 のようなシュミットの評価が彼の秩序観とどのような関係になるのかは次節で扱うことにし、以下ではヘラーの主権 は、 おける意志的契機をも流し落としてしまったという点には再考の余地があると捉えるわけである。他方のシュミット |理のなかで政治的統一が成立するとすれば、それは「神話」の理論の形をとることになる、 ドイツ公法学の実証主義的傾向は、近代化の歴史的展開での法則主義化、 このような意志の契機の登場を非合理主義へと連なる歴史的展開の系譜の中に位置づけようとする。そしてこの 論 |からの離脱過程として理解する。近代の合理化の過程は、それ自身肯定的に評価されてよいが、実践的領域に 脱人格化である。ヘラーはそれを近代主 と考えるのである。こ

概念についてまとめておきたい。 によって法に反してすら決定を下す」。 更に続けて決定を下す者である。適憲な通常状態に関して決定を下す者のみが、 て通常状態に関して成文不文の憲法を通じて決定を下した者、この憲法を自らの意志によって通用させることにより あるには ヘラーの主権概念は「領域普遍的決定統一体」という国家における国民〔フォルク〕 他 の団体の意志決定統一体に対して独立性を有していることを必要とする。「主権を有するのは、 法律的に例外状態に関しても、場合)主権である。 (11) それが したがっ 主権的 で

このように「法に反しても」決定を下す主権の承認に、 国家絶対主義のニュ アンスが嗅ぎとられたとしても不思議

規範との対比で意志の契機を強調する限りではシュミットとの類似性の方が際立っている。 の性格規定にあるのではなく、 ではない。 事実、 ラートブルフをはじめとして当時のヘラーの政治仲間はこの著作にショックを受けたといわ その内容的構成である。(14) しかし問題は、 単に主 権

ない 立場を選択している。 主権問題は、 いう本来の ドイツの国家学においては国家主権の理論が展開されてきた。そこでの国家主権とは、 国家機関や擬制的国家人格に主権が付与されたものであり、 È 好むと好まざるとに関わらず国民主権として共通了解されていた。むろんヘラーは積極的に国民 権問題が回 避されていた。 国家意思の措定はこのような事情を示していた。もちろん第一次大戦後には 主権は君主に帰属するのか、 その背後になにものも持た 国民に帰属するの

性を有している。 るかどうかを決定する者である、 ラーは例外状況を特権化して、そこでの決断の問題として主権問題を考えているわけではない。 かなり長期の例外状況においても、 従って、ドイツライヒでは、 はもちろん大統領にではなく国民に該当する。」 人民は国民請願や国民票決を通じて最終審として例外状況に決定を下す可? カール・シュミットの定式:主権者とは通常状態が現実に支配して ボダンとの関係

内実を国民主権として形作ることと強く結びついている。 態における主権問題を理解しているのである。従って、 でヘラーが述べていたように、むしろ通常状態での立法が問題になっている。 ヘラーの議論は、 国家の主権性を理論上支持しつつも、 その上で通常状態の延長線上で例外状

義的な孤立した個人を基礎とする国民理解では、 法に委ねるとしても、 しかし問題がこのことのみで解決しないのは、 「国民」の存立可能性が問題となるからである。 意思統一体としての国民は措定できない。 既に序章でも指摘したとおりである。 この点にヘラーの関心の焦点が 国家意思形成を国民による立 多数決原理とか代議制は あっ た。 自由 主

言わ

ように述べている。

ここから統 る治者の拘束の法律学的制度化は、 ける重要なメルクマールである。 その意義が否定されるわけではない。 らない。 友好に働 なる。法律学的 民主制での代表者は、 かせるのは、 的国 制度は |家意思=国民意思を生み出すための技術的手段である。 少数者も多数の代表者に服従させるための説得力をもたらす 「一般意思」によって支えられる。これは抽象的に法則化されたものでは 主権的代表者ではなく、「一般意思」によって理解された憲法の枠内で活動することに 1、国家主権と国民主権との相補的関係である。民主制のもとで議会制などの技術を独裁制にあっても被治者による拘束は倫理的な意味で成り立っていた。被治者によ 技術的手段ではあるにせよ、 議会制などの手続の存在は、 これらは技術的手段であるからといって、 「一般意思」が存在しなくてはな な い[8 君主制と民主制を分

国民から支持が与えられることにより、全体として国家主権が構成される。一 によれば、それは単に法律によってではなく、一般意思を介して絶えず代理人としての決定機関に主権者としての ない。 の一般意思の構成の問題は、 れているのではなく、 つまり領域的決定統一体としての国家に主権が属するという場合、 その構成に関心が向けられるのである。 法原則の構成問題として、 具体的な秩序形成、 般意思は実体的なものとして理解され 抽象体としての国家に主権が帰属する 権力形成の内在的問題である。 ヘラ

主権者が憲法をも与える機能をもつものとなった近代以降の主権概念の転換に対して、どのように対応していくか、 緊急事態に対処すべき機関へと委任がされるとしても、 である。 ンショ 主権者は法に反しても決断を下す。このことはヘラーにおいても承認されてい このような状態を前提にした場合、 ナルな事態に対して、 それを危機と見るか、それとも主権の新たな展開を見るかの相違である。 自明のものとしての「秩序」 両者の決定的な相違点は、この主権者のあり方に求められる。 は存在しない。 る。 場合によっては主権者によって このい わばポスト・コンヴ ヘラーは次

も成立している。」 するにも拘らず、 る。 倫理的に人民に拘束されていることが、 用 ッセンシャフト的に選任される点と、その代表者の立場が主権的なものでなく、 magistratisch なものである点であ 統 「民主主義とは人民による支配である。 あらゆる民主的代表者は、 ないのであり、 体 を形 成していなければならない。 合理的に制定された秩序を通じて人民の意志に拘束されている。 このシステムには常に少数者支配の法則が妥当する。 例外なく常に人民により直接間接に任免され、 民主的代表者の特徴なのではない。 民衆が支配するべきであるなら、 つまり民主制もあらゆる支配形態と同様に、 民主的支配形式の特質は、 い かような事態は専制的な代表者について その代表的な決定権力は、 かなる事 社会学的に、 意思統一システムを示さざる 情の下でも民 場合によっては社 その代表者が 衆が 独 決定及び作 立性を有

ζ, あ ることはな が憲法上認められた例外状況に対する決断であり、 委任的なものであり、 る。 は、それを観念的なものではなく、 通常状態でも議会制という形で制度化されている。(ユエ) ラーによれば、 だが、 民主制におい 専制制と民主制 副次的なものとして位置づけられてい て国民という主権主体が制度化されているということは、 の違い 現実的に捉えるところにある。 は、 「国民」を主権主体として措定していることにある。 その意味で飽くまでも主権の所在は国民の側にあるというわけで このような態度はワイマール る。 基本的には民主制においては、 緊急事態に一時的に決断を下す機関は「後見的」、 何も例外状態に限るものではな 末期の危機的状況の中でも変わ 国民票決や国民請 シュミット との 願 違

的 転ずるの に捉えている。 近代の国民主権は、 では なく、 これがヘラーにとっての「政治」 この 静態的 状況 な価 0 中でむしろ全体としていかに秩序がうまく循環するかという方向で秩序の問題を実質 値 秩序によって支えられてい の問題であっ ない。 た。 これは自然法論ではない しかしヘラーはここから即 座に 決 断 O) 契機 ٤

において法を制定する共同体権威に他ならない。従って「主権」の問題は、 最終的に誰が秩序を担保するのかという問題は、 う社会学的問題に転換されている。通常状態を対照とする議論は決して秩序形成の根源的問題を回避するのではない。(ミロ) という法学的問題に還元されるものではなく、多数性としての社会からいかにして国家秩序が形成され得るのかとい 定的な法原則の具体化として考えられているからである。 状態での決断とは性質が異なる。つまり、そこでの「法」とは、 ラーの主 権 論は、 「通常状態」を念頭に置きつつ、そこでの法の制定権を中心にして考察されていた。従って例外 秩序生成の問題そのものに触れるものではないのである。 例外状態における秩序維持の任務にあたる者も、 無からの決断によって成立するものではなく、 ヘラーにおいては誰が決断を下すべきか 通常状態 超 実

彼の個人観との関係を見ることによって、本章の締めくくりとしたい。 さて、 以上の対比の結果として残された問題は、 シュミットにとっての秩序のイメージである。 次節ではこの点を

- Liberalismus ? , in : G. S., Bd. II, S. 649.「権威的自由主義?」一七九−一八○頁。ドイツにおいては脱形而上学化した国家しか存 奇矯なものと映っていた。 ミットもこの系列に属するとされている。 権威的自由主義」という形容矛盾の国家観が揶揄されているわけである。 ボダンに近代国家成立を見るヘラーにとって、祭礼共同体をも兼ね備えようとするファシズム的国家観は歴史的観点からみても |的保障論考」『ドイツ公法の理論』(小林孝輔編) 三二八頁| この一九三三年に著された論文では、自由主義的経済観と本来不可能な再形而上学化の企てが結合したものとして この点においてヘラーはファシズムに対してなんらの親近感も抱いていない。Vgl. Heller, Autoritärer ようやく権威主義国家主義者たる本性を表したというように。 カール・シュミットの長名連盟での講演を捉えて、 なお、 参照、 **莵原明**
- (~) Souveränität, S. 36-37.
- (∞) Souveränität, S. 37.
- この問題は法の構成にとどまるものではない。 内在化 =世俗化された世界における、 超越的なもの、 普遍的なものとの

関係は の国家学の中にも緊張をもたらしている。 彼の近代的主体観に及ぶ基本的思考枠組みである。 つまり、実定秩序とそれを支える、 あるいは破壊する主体との関係

- 5 的問題をも取り込んでいくシュミットの発想法とは著しく異なるといわねばならない。 十分な点も残るとはいえポスト・コンヴェンショナルな状況下での決定手続の問題が視野に含まれており、 ように、ケルゼンにあっては、 ンに対しても「決断主義」であるとの批判を加える自然法 この授権関係の理解は前章で触れたケルゼンの授権段階構造論との関係に思い至らせる。この点はシュミットのみならずケルゼ 「純粋法学」だけに限って議論するのであればともかく、その政治的議論をも含めて評価すれば、 (復興) 的立場と重ね合わせて考えることができる。 授権関係の問題に政治 しかし既に触れた 不
- $\stackrel{\textstyle \circ}{6}$ た、「政治的なものの概念」における非合理主義を思わせるシュミットの叙述が、実はE・カウフマンに対する批判であることを指 和仁陽 『教会・公法学・国家』五八頁、 及び同頁注 104 参照。 和仁はこの点が美的決断と異なる法的決断の性 格と捉える。 ŧ
- 7 彼 そこではカトリックのドグマーティクへの信頼が明らかに前提されている」。Heller,Europa und der Fascismus, in : G . S. (シュミット) にとっても、 ローマ・カトリシズムに関して上から下への構築、 ヒエラルヒー 的政治形式が本質的なもので
- 8 ような顕著な事実を想起されたい。 跡を自由に操るだけではなく、一般にその突然の出現に劣らず奇跡的である法律の全連関のなかでこそ働きかける。シュミットは、 が非常の ルを見いだしていたのだ。〔…〕ボダンはたしかに、自然においてと同じように国家においても法律はときに変容され、 主権と例外状況との概念的な結びつきに関して誤ってボダンを引用している。ボダンは、立法権に主権性の最も重要なメルクマー いると論じている。 視せざるをえないのではなかろうか?しかし多くの論者、たとえばシュライエルマッヒャーの見方によれば、 「ドノソ・コルテスとの関連でシュミットは、 「国家論」 「後見人」に席を譲らざるをえない場合がある、という見解をもっている。 の中でたくさんの実例を用いてとりわけ強く、 ればならない。 このアナロジーとシュミットの主権定義を真剣に受け入れるものは、 独裁者たちにはこの持続性という特徴が欠けているので、 すなわちボダンはたしかに彼の時代では驚くほどに奇跡や悪霊 法律学にとって例外状況は、 彼らに主権性という特徴を否認する。 いわば神学にとっての奇跡に類似する意義をもっ しかし主権者とは、 神信仰を魔法使いや呪術師への信仰と同 ボダンは、 シュミットも詳細に引用した 魔女を信じていたとはいえ、 終わりに臨んでさらに以下の 永久の力であり、 本質的に神は、

それにも拘らず彼の『七賢人の対話』のオクタアィウスに次のような問いを発せしめたのである:「もし神々が奇跡をなすのであ 最高位の魔法使いがみずから神たることを自負するのを妨げるものはなんであるのか?」Souveränität, S.

- (9) ここではハーバーマスがいう生活世界の合理化を念頭に置いている。
- 問題への転換という図式でヘラーを位置づけたのも廣澤のいう「構成視座の転換」と同様の方向を表現したものである。 これらのなかでは近代国家の過程としての性格が把握され得ない、とする。拙稿の用語では、「主権の所在」問題から「主権の構成」 問題と、 廣澤民生(「主権論」『ドイツ公法の理論』二一二頁以下)は、主権論には伝統的に「主権とは何か」という「主権の実体規定」 「誰の意思をもって国家主権ないし国家意思の表明と見なすのか」という「主権の 「主体規定」の問題」であったとし、
- (二) Souveränität, S. 120.
- 政治は、緊急事態においては、究極的には攻撃者の物理的殲滅によって、この統一体に向けられた攻撃に対抗しなければならない。」 Politische Demokratie und soziale Homogenität, in : G. S., II, S. 424. Souveränität, S. 127. また次のようにも述べている。「さて、すべての政治の本質はこの統一体の形成と維持にある。 「政治的民主制と社会的同質性」一〇三頁。
- (2) Klaus Meyer, Hermann Heller, Eine bibliographische Skizze, S. 81.
- $\widehat{14}$ しまうことを危惧するが、 国家学」所収二六四頁以下があるが、本文に後述するような理由で妥当ではない。シュナイダーは国家が法内容を専権事項として ことを示している の拘束と、その具体的形成の問題が背景に存在している。 このようにヘラーを批判するものにハンス・ペーター・シュナイダー「実証主義・国民・主権」『ワイマール共和国の憲法状況と 確かにそのような危惧は誤りではないものの、ヘラーの議論の内在的構成としては、 主権の社会学的構成 (Bauer 後掲、 本節注 (28)参照) 後述の「法原則」 という評価もその
- (5) Souveränität, S. 128
- (16) Souveränität, S. 96-97.
- 性」一〇三一一〇四頁 その意味で magistratisch である。Vgl. Politische Demokratie und soziale Homogenität, S. . 426. 「政治的民主制と社会的同質
- 18 存するものと考えられねばならない。今日の民主主義では、法律への依存は、 「こうして、たんに代議士全員にとどまらず、 あらゆる官吏的代表者の職務執行は、 統一体としての国民が多数性としての国民を支配す 自立的な決定においても継続的に国民に依

できるほどに、一般意思が実在するものと考えられる必要がある」。Souveränität, S. 般意思を現実に望まれ統一化されたものと考え、まさにこの決定機関を代表し、代表者ないし代表者たちを支えているとイメージ、、、 ると語られざるをえないほどに高まっている。それとともにあらゆる類の機関主権は排斥され、国家主権と国民主権とは一致する。 民主主義国家と同様に君主主義国家においてもまた、主権に適した主体や正しい国家概念に到達するには、 代表的決定機関の一

- 19 いては人民が代表者を通じて間接的に、ないしは国民票決を通じて直接的に行い、専制制では専制的機関が行なう」。Souveränität 「予見可能な紛争について主権者は決定を下すが、それはまず自らによる通常法規や憲法法規を通じて行なわれる。 民主制にお
- $\widehat{20}$ Heller, Politische Demokratie und soziale Homogenität, S. 426. 「政治的民主制と社会的同質性」一〇二-一〇四頁
- $\widehat{21}$ der Politik, in : G. S., Bd II, S. 622.「政治における天才宗教と大衆自生主義」一三二頁。この人民の政治的意欲をどう組織化する ものと捉えられるべきである。具体的政治状況での指導者に関しても、 かがヘラーにとっての問題であり、 『主権論』での実定法としての lex と法・正義としての ius の対比において、後者は自然法的なものではなく、 シュミットとの相違である。 同様の図式がみられる。Heller, Genie und Funktionär in むしろ社会学的な
- 22 あるからである。 念は法教義学領域から法社会学的領域へと移転される。なぜならば問題は、 Wolfram Bauer, Wertrelativismus und Wertbestimmtheit im Kampf um die Weimarer Demokratie, S. 372. 「[…] 主権概 なぜなら主権の中に社会が反映されているからである。」 これはそれまで国法学が見逃していた点である。」「ヘラーの社会学的主権論は、 個人的意志の 「共同意志の作用統一体」 来るべき彼の国家学の予告編で への共同化に

三、秩序と個人

して彼がワイマール憲法四八条二項の規定を委任独裁と捉え、 国体制 維持を目的とするのに対して、 前 節でみたように、シュミットは独裁概念を手がかりに近代以降の憲法状況を整理してい 0 最終的 |擁護という憲法論的意味をもっている。 主権独裁は憲法秩序そのものの改変にまでいたる次元に属する。 だが問題は、 大統領の非常権限により この擁護論の性格 権力集中を支持するのも、 た。 彼の政治秩序観である。 委任 従って、 独 裁 が 憲法論と 憲法体 共 制

国家による自 周 か こて結びつくのだろうか。 文化批判においては、近代に対するニヒリスティックな態度による、個人主義が見られもする。この両者はいかに が問題であった。 たな正統性としての人民主権を所与としながら、 知 0 概念により、 ١ 由権の擁護という二つの側面がある。 0) 議 論のなかには、 それと対応して彼の政治的主体観念は一様ではない。一方でそれは治者と被治者の同一性という 指導者が正統性を一身に担保するという国家像を生み出しているのだが、他方でシュミットの鋭 喝采に支えられた指導者に体現される同質性としての民主主義概念と、 いかにして多元主義に陥ることなく、国家に固有の位置を与える シュミットにとっては、これまで示してきたように、 近代以降の 市民的法治

ないしその裂け目に特徴的なものであり、いわゆるホッブズ的問題と通底している。この対立が原理的 るが故に自由 ろうとも、個人は秩序から常に疎外されているという感覚を持たざるを得ない。彼がいかなる「我」の定義をも拒絶 のに至ると、 うにして制度の中で生きることになるのだろうか。 な自我は政治制度とどのような関係をもち得ない。このような根元的な自由の観念を前提にしたとき、 するシュティルナーに惹かれていたのは、このような事情に由来する。真に孤独なのは神のみであり、(ヨ) 他人との共存の中で、普遍的法則の中で唯一 個人が実体的に秩序に包摂されたり、 の制度化も、 個人のいわば実存的自由に対する意識を有していた。このようなシュミットに内在する状況は近代 個人と権力との関係における規範的正当化も論外だとされるわけである。 性を持つ個人は抹消されてしまう。 あるいは秩序を個人が組み上げていくなどといういかなる形をと 自由: は制度化されない。そうであ しかしこのよう 個人はどのよ 一俗において 極限的

的 3な市民的法治国の憲法制度に対して一定の評価を加えているということは明記しておかなければならない。(4) この点に関してまず、シュミットは、 彼の政治制度としての自 由 主義に対する否定的 評 価 に も拘 自 シュミ 由 主義

ない。 奪された自由主義である。(6) なく、 ようとしている。 か。 的なものとなる。 できる。 0 n 導 " ア層ではない 人にとっては、 人主義者」であるとしても、 までしばしば指摘されているように、 1 かれる帰結 しかし、 護となった。 は、 経 制 他方、 験 度的保障として中間団体を国家の枠内に位置づけるとともに彼は 個 的 人 この かとする議論 である。 個 主 個 シュミット 人を出発点として、 義的基本権を本来の このように個人の大衆社会に対する擁護という意味では、 このこととの関連で、 このことは彼の多元的社会に対する権威的国家の擁護と相即する。 問 人の私的 題に決着をつけるためには、 これらの権利が個 シュミット 領域を保障する形式的な秩序が が 0) ノある。 る。 8) 理 彼の理 解する自由 意味での基本権として擁護している。 経験的世 しかし、 的 論 シュミッ シュミッ のなかでも現実に秩序の対象となる多くの経験的個人はこのようなもの 個人は政治制度の外部に立ちつつ、 人の存立を確保する基礎をなすものであることはいうまでもない。 主義は、 どのような規定が与えられるにせよ、 界での ŀ ۲ 他方の民主主義的同一 政 が の基本権の擁護は、 シュミット自身の自由主義の規定に見られるように、 治制 経験的個人として一 存 度を構築する 在していることが重要なのであり、 性について見ておく必要が のが 結局のところ立法者、 般に想定してい この 「制度保障」 それを傍観する個人である。 法理 シュミットを自由主義的と捉えることも 点はシュミット 論 精神的領域にとじこもる個 だが、 政治理 の概念で所有権などを保障し たの シュミット 論の ワイマ は 的な孤立 秩序の 課題では ある。 V3 1 わ 実質は が 的 Ø ル議会制 ない か 政 るブルジョ 個 無 治性 だが、 ような個 人観から 人では 政 では 治的 から 0) 剝

てい ケ は まだ主権者たる人民を神と対比していた。 ル シュミット ゼンは た。 国 民主主義を相対主義的 民 は民 È 権とともに主権概 主 制 理 解 0 問題に関しても、 念の決断主義的 ・非人格的科学思想の表現だとしている。 しかしケルゼンは神を根拠とする思考の権 ケ ĺ 人格主義的性格は失われる。 ゼンを批 判する。 ケ ルゼンは民主制 この変化は しかし一九世 威 九世纪 の基礎に 的 性格を暴き出す。 一〔……〕 紀に貫徹した政治神学 紀はじめの 批 判 的 トクヴィ 間 像をお

政治形而上学の展開に対応している。」

うな展開にシュミットが賛同しているわけではな)まり、 国 一家学の・ 自然科学化に対応する歴史的過程を表現したものであるとシュミットは考える。(エロ) もちろんこのよ

き政治的意思を生み出すものではない。」生み出すものではなく、千人の政治的に無関 いはもはや提起されていない。 「ここ(ケルゼンの民主 制論 (……)百人の奴隷根性をもった人間の意思は、 では、 民主制の政治的 心な人間の非政治的意思は、 意味が全く消失してい 寄せ集めてみたところで、 る。 全員一致の場合でさえ、 民主的平等の実質は何かという問 īF. 自由な意思を 統に尊重すべ

性を肩代わりするものは国民主 粋法学と一 づけられるのであろうか 価 値 相 対主義を前提とする民主制、そして現実に存在する経験的市民には政治意識が欠如している。 対のものであり、 権しかない。 自然科学的世界観に由来する。 それではシュミットにとり政治的意識の所在とその性格はどのように位 しかし世俗化・ 脱近代化を経た後では、 この 失わ 間 12 た正 題 性 は

展開 中に合理主義とは違うメンタリティ 自然法の解体、 育独 接行 法に限らず憲法もその根拠は憲法制定権力の政治的に統一した具体的に現存する「意思」 の中で位置づけていた。 動 裁によって人類を討論に熱中させるようなものでもなく、 市民革命期のクロ 直 接的 君主制から民主制への移行とともにこの意思の主体が国民に転換された。 暴 力 行 使 ムウ 0) I 現 マルクス主義のプロレタリアート 代 ル独 0 裁、 1 理 論 を見て取る。 ジャコ は 非 合理 バン独裁、 シュ 性の哲学に基 ミットはそれを同時代の 更にプロレタリアート独裁へと筆を進め、 独裁では合理主義的 本能と直観への信念である。(12) それ 非 合理、 独裁の可能性 主義的な暴力行 シュミッ 0) に位置づけられる。 あら が存在 ИĎ 1 その絶が - は主権 してい 使 の理 滅闘 独 たが、 論 裁 更に 争の E 0)

が

る。 対置される。」 とされ 均 衡とい 〔非合理主義の〕 う 商 討 論し妥協 人的な像に対して、 哲学の観点のもとでは、 し交渉をする商議は、 もう一 つの 像、 なによりも重要な神 平 即ち、 和的な意思疎通というブルジョア的 Ųľ. 腥 1, 決定的な、 話とそれに伴う偉大な熱狂 殲滅的な決戦とい 理想は、 を、 · う、 病な主 裏切ることであ 戦士的な観

₺ 的 あるとされ、 な政治の支持として受け取ったとしても無理はない。 0) このような神話の 0) 概 念 が ファシズムもその 加わればなおさらである。 理 論は、 議会主義的思考の 延長線上に位置 相対的合理主 づけられてい さらに政 る。 義がその明証 以上の 治 の概念を友/敵の絶対 ような議 性を失っ 論を同 たということをまさに示すも 時代人が 的闘争と捉える 読 め ば 政 合理、 治

それは る。 る。 時代の憲法状況では、 義思考は上述の法治国家思想にみられる規範による支配をいう。 ホッブズ的 的 は民主制 具体 な形 これにより ユ 合理主義 的 領 法律 論 秩序は実質的にはゲルマ は との は 議 会制 IF. 的民主主義観に対して、 的に把握できるような抽象的なものではなく、 観である。 統性を獲得することになるのである。 関係では、 法的思考の三類型」として規範主義的思考、 に見ら この同 n これに対して具体的秩序思考とは、 るような 質性を代表するものが大統領であり、 議会の多数派ではない ン的な血と土を基礎とするものであり、 一代表 より実質的 間接的 な同質性に基づく民主主義理解を主張するものである。 「ドイツ国民の実体的な内容と力」として現れる。つまりケル基礎とするものであり、ナチス的秩序を指し示すこととなる。 手続によるのではなく、 法規範にはその前提として 人間 決断主義思考、 決断主義思考とは、 の具体的生活に根ざしたものであるとする。 彼こそが憲法秩序を維持する役割を担うもの 具体的 直 接 に国 |秩序思考を挙げている。 主権者の意思が法の 民の 「制度」「秩序」 歓呼によって支持され つまりケル 根拠となる が存在 そして同 規 100 主

7 は即座にナチス的な同質性の秩序を意味するものではないが、この種の「秩序」へも転化しうる危険性に対して、 対立させるものだというわけである。 ぬナチス側に立つ国法学者が指摘していた。つまりシュミットの国家論は権威主義的ではあっても、 ミットの 他方、実証主義を規範主義+決断主義と捉える彼の思考は、 とも、 理論構成は歯止めをもっていたであろうか。 シュミットの思想の中にナチス的な信条が根強く内在していたというわけではない。 彼の秩序観は、 自由主義の反転像としての神話的非合理主義を導くものではな 規範に対立する「秩序」に定位している。その秩序 このことは他 国家と民族とを

性格 任独裁に関して指摘されているように、 意味していることが指摘されている。 義のテーゼも、 とになるのである。 で、これらの立場とは一線を画している。「主権者とは例外状態をめぐって決断するもののことである」という決断、 ファシズム擁護という印象を与える部分も、 の場と化した議会制の間接的な秩序によって媒介され得ない。かくして彼は同質性への直接的関係へと傾いていくこ ユミットにとって大衆社会的多元性と、それによる国家の多元的解体が何よりも問題であった。(8) ・秩序観をあらわしている。 英雄的個人が主権者の位置について決断を下すという非合理主義の哲学を意味するものではなく、 しかしそれが即座にファシズム的ないしナチス的同質性の理論につながるわけではない。 これは決断を統制するものでも、 秩序を回復するために制度によって拘束された官職にあるものが下す決断を 「新しい権威、 秩序と規律と階序性への新しい感情」を問題にしている点 隠蔽するものではなく、 シュミットの決断 それは利益 確 かに 集団 主

は 勝利」 本稿での シュミットは一九三四年に『第二帝国の国家構造と崩壊』という小論を著している。 が意味するところは、 つの視座である「市民」 市民の勝利の賞賛ではなく、 が主題になっていることから、 プロイセン型の軍人的秩序の崩壊の問題視である。 ここで特に触れておきたい。 その副題 「軍人に対する市民 これによれば 軍

市民」

批判の延長線上に位置づけることができる。

対比は、 ある種の精神史的モデルとして扱われていることはいうまでもない。(②) を進むことが、このような軍事国家の誉れであり、ドイツ再生の保証なのだ」としている。軍人とは上のような官職(空) 的秩序を構成する主体である。 の上にワイマール憲法体制を「市民層の『憲法要求』の惨めで死後に達成された充足」と捉え、「ドイツが英雄的な道 市民というような二元論を内包し、それがドイツ・ライヒの構造へと受け継がれていった。このような二元論的(⑵ と国家財 一応ドイツ憲法史上の展開として捉えられているが、 政の対立が具体的問題として生じたプロイセンの憲法構造は、 他方の市民とは政治制度としての自由主義を支える個人である。この市民と軍人との 両者は現実の軍人・市民を指し示しているのではなく、 したがって同書の枠組みも議会制批判、 政府と議会、 国家と社会、 軍と経済、 軍人 ないし 図

対主 義国 二九年の 意味で好戦的国家の賛美というわけではない。ここでシュミットは統治と制度を対比しているように、 しているように、 いう問題が生ずる際に、 しての秩序である。ところで、上述のようにシュミットが依拠していたカトリック的な静態的秩序が今やそのもの(な 非合理主義が依拠する戦士の像ではなく、 さて、 自身の主権論における現状認識からも明らかである。 しその世俗化されたモデルであるフランスを典型例とする絶対主義国家)の再生として実現され得ないことは、 ここで「軍人の秩序」とは自由主義との対比で何を意味しているのであろうか。ここで描かれているの 家の 『ファシズム国家の本質と生成』にはじまる。(26) 延長線上にプロイセン国家も位置づけられている。更に、(タス) ここでの関心はイデオロギー的抽象性や仮象形式ではない具体的実存性の復興に向けられている。 彼は 「次善の策」としてプロイセン型秩序を持ちだしたのである。(ミラ) むしろ軍事的秩序をもとにした官職的秩序への服従の一事例である。 そこではファシズム国家に一定の評価がなされ、 そのため、 同時代的に何を現実的モデルとして選択するかと ヘーゲル思想、 その古代との結びつきを評 この転換自体は既 問 題は制 フラン シュミッ に一九 その ス絶 は

で受肉される必要が生じていた。それは人民主権の内在化、民主主義的同一性による秩序の支持である。 は 彼の いう絶対的憲法概念を意味している。このことからも分かるように、(28) シュミットの「秩序」 は 何ら か 0 形

いるこの点は、より根本的には、人民の政治的統一体としての国家・秩序に対する忠誠心の問題である。具体的決断(30) よって選挙されたライヒ大統領の人民投票的正統性に新たな基盤の可能性を見いだした」。しかし同時にまた、この権 威の源泉としての人民投票的正統性もまた、本来的に問題を解決するものではないことを、 に先だって、そもそも秩序そのものが安定していなければならないからである。 「立憲君主制における王朝的正統性が崩壊した後、 ドイツ国防軍〔……〕とライヒ官僚〔……〕とはドイツ シュミット自身承認して 国民に

なっ た。 34 動の指導者」となり、 うに、この「形」を護るためには、 基づく組織化の動態に関心を向けることはなかった。その結果として、「指導」が「全体性の要求を伴って登場する運 権威を生み出していく規範的メカニズム、 は多かれ少なかれ指導をその本質的要素とすることはいうまでもない。しかし、より実質的な問題点に眼を向ければ、 国民はただ、諾否を答えるのみで、 ところで、シュミットは、プロイセン型ドイツの秩序は、「形」と「指導」を要素とすることを強調する。(32) 「ドイツ国民を市民的立憲主義の混乱から解放する」というような言葉をこの時期に記すことに 指導によらねばならないという現状がある筈である。もちろん一般に政治的団体 協議、 国民からの政治的意志形成を構想しないシュミットは、その指導とそれに 審議、 ないし討議することはできない」というような形でしか、国民から(③) 上述のよ

ブル 本章の締めくくりとしたい。この点は上述の「政治意識」 このことを裏付けるために、シュミット的秩序観と経験的個人の秩序内部での能動性の関係について若干言及し、 ジョアとシトワイヤンの対比を引きつつ、「市民」をブルジョアと対立させ、 の所在の問題にかかわる。 民主制において政治的領域に属する シュミットは、 ヘーゲルによる

について、

更に彼の議論を見る必要がある。

能動 れるところにあるはずである。 こでは法学的概念規定に主たる関心が向けられている。 的 個人としている。 もっともその直後で国家公民としての個人は公法上の身分として捉えられているように、 従って、 シュミット自身 しかし問題は私人と市民とが同一人の中で緊張関係に立たさ が歴史的 経験的にその内実をどのように把握してい たの

それ ある。 イツ自 調 認めていく道があるが、 る役割を担っ であって経験的個人ではない、 判ではないといえそうであるが、 その大衆化されたヴァージョンに対する批判であり、 べきであろう。 余地は存在しない」。 してい たことに言及している部分もある。 シュミッ は現実の経験的個人に対する彼の嫌悪感にも原因があるであろう。 がワイマー その背後には双方の発表時期間の状況判断の変化があると思われる。 曲 たが、 主義を支えていた社会層である。 F ていた。39 は 「経験的個人には、 法における理念の働きは、 ル 「プロイス論」のなかで、「軍人対市民論」 憲法 何れにしてもシュミットの 仮に多元主義の立場に立っても、 (市民的法治国) それについてもこのことと相即するように、 と う。38 少なくとも経験的個人の政治的能動性については、 経験に即していえば、 とはいえ両者を比較した場合、 の行く末を左右するという指摘をしていた。ここでの市民層はかつて現実にド(36) 他の可能性として、 「軍人対市民論」においても、 むしろ経験的現実における個々人の判断が法の世界に流れ込むことを妨げ 憲法論· 独立した個人を基盤とする自由主義の理念そのものに対する批 強い国家が個人に保障することのできるもの以外にその自 現実に決定主体となるのは、 法論の中では経験的個人は積極 での図式とは異なり、 国家を拘束する法にこのような個々人の関与する余 市民層に対する期待可能性には大きな隔たりが シュミットの法概念規定は、 現実に存在した市民に政治的性格 しかし、 ともあれ、 ここから秩序を立ちあげることがな 市民層の政治性 多元的なそれぞれの社会的 本質的には否定的であるとみる シュミットの自由主義批判 的役割を果たすことがない 法理念の役割を強 教養·国 が備わって 民 地を 集団 精神

関係とそれを支える歓呼に基づく実体的秩序という姿しか残されない。彼の人民主権概念に経験的組織化の要的個人の分裂が生ずる。従属的個人にあっては、その個人的自由に対して秩序が優先され、結局のところ保護 け 係を結ばざるを得ない るとき、それはしばしば鋭い批判力を発揮するが、その地点にとどまる限りは政治理論として崩壊する。 しその自由、 れば、 ヒー的秩序となるのである。そこでも能動性を発揮できるのは、 秩序への服従が自己目的化する危険性をはらむことになる。 その能動性は経験的政治に対する関与ではない。このような人々を所与のものとして政治問題を考察す 世 俗の状況といったものこそが政治の問題である。 知的冒険の可能な選ばれた人々に限られる。 自由 この点を見落とすとき、 の不可能性は反転して保護と服従 特権的個 他人との関 の要素が欠 のヒ . 服 しか エラ 従

したのである。 (41) 自らの体系の中にうまく取り込むことができなかった。 落していたのはこのような事情に由来する。 とも本質的には切り結ぶものではない。 しての国民に他ならない。 として世俗的な形式的秩序が要請され、 の描く 「形式」的秩序にも、 しかし彼の文化的英雄主義は大衆社会の中での国民とは決別したものであり、 その正統性の源泉としての主権者が必要である。 従って「政治意識」に欠ける国民はそのままに放置され、それに代わるもの 国民は逆に脱経験化されざるを得ない。 その帰結が正統性の根拠に対する彼の動揺した態度を生みだ この両者をつなぐ鍵をシュミットは それは今日的 には憲法制 現実の政治 定権 力と

 $\widehat{\mathbb{1}}$ シュミット論」がある。 ユミットの立場を大統領の非常権限を介した共和制擁護と見るものに、 シュミットとワイマール共和制における大統領の問題に関しては、 憲法論上の具体的選択と、 彼に内在する政治的選択の問題とを峻別するものとして、 シュミットの政治的態度の問題が存在する。この点に関して、 シュバーブ 『例外への挑戦』、 ベンダースキー 田中浩、 安世舟など。

3

獄中記」(長尾龍

一訳『危機の政治理論』所収)三三六頁以下

に起因すると考えてい 私見では、 問題 は彼の理想とする体制と、 その実現不可能性、 さらにはその場合に選択し得る可能性との間に乖離があること

- 2 号一六四—一六九頁)、 来を明らかにするものとして重要である。 現前」のシステムであり、 統の上に自覚的に依拠しつつ近代の問題に対峙しようとしたとする。そしてそこでの国家論・公法論が人格主義を基調とする としてどのように結びつくのか、 考構造ないし心性をこのように捉えた上で、 している」という点にみて、これを「無政治的個人主義」と呼ぶ。 のではなく、また無政治的個人主義とこの同一性とが対立するものであることはわかるが、彼の限界を民主主義の規定やその展開 なく、逆に国家秩序は個人に支えを見いだすことができないため、 和仁陽のシュミット論は、 不十分さに求めることも可能である。 佐野誠(『ドイツ公法の理論』三七八頁以下) この「形式」の再生が彼のプログラムであったと。この指摘はシュミットの法学的な思考構造とその由 シュミットの基本的な思想的態度を「個人が国家ないし秩序に対し調和的に統合されることが あるいは結びつかないのかが問題である。この「形式主義」 この問題点にシュミットの思考がどう関わっていたのか。 だが本稿での関心からすれば、そこでの シュミットの知的背景としてのカトリシズムを指摘し、シュミットの国家論がこの伝 和仁陽『教会・公法学・国家』二三頁。 個人の国家ないし秩序に対する関係が根源的な意味で均 による同書の書評も参照 「形式」と無政治的個人主義が国家構造の は同 なお、 性としての国民を要請するも 古賀敬太(『思想』七九三 和仁はシュミットの思 間 題
- 4 自由主義的要素に対する彼の否定的評価の現れであり、 シュミットはワイマール憲法における統治機構的部分と基本権的部分との矛盾を強調している。 またこの矛盾がワイマール体制そのものの性格をも示していると理解され このことは 国家制度の 中での
- $\overbrace{5}$ Schmitt, Verfassungslehre, S. . 164
- 6 ある。 るために実は政治的になるというものである。 は三通りのものがあるという。 Paul Edward Gottfried, Carl Schmitt 第二に、 つ まり内戦状態をまねくというもの。 政治的本性の破壊ではないが、 第一に、 自由主義者は政治的な人間本性を破壊するというもの。自己中心的な市民に対する批判で (1990), p. 67-74, の整理によれば、 第三に、 無視ないし軽蔑。 最後の自由主義の政治化は自由主義としてはあり得ない。第一のものと第二のもの 人間の集団化や連合に関心を向けないにも拘らず、 経済の政治に対する優位や法則主義的合理主義が政治や国家の社 シュミットの自由主義と政治の関係に関する理解 反自由主義から世界を護

とは、 自由主義評価をシュミットはとっているとする。 シュミットの ゴットフリートは、 いわゆる「政治」概念の位置づけにおいて相互に矛盾する。第一の解釈はナチス期に引き寄せすぎた無理があ シュヴァーブ、ベンダースキーとともに、 克服されるべき課題としての 「政治」 概念、 つまり第二の

7 二巻一号 の由来と公法学上の位置づけについて、 Schmitt, Freiheitsrechte und institutionelle Garantien der Reichsverfassung 160ff.この問題に関する要領の良い説明として、 石川健治「カール・シュミット『制度体保障』論・再考()」『東京都立大学法学会雑誌』三 蒐原明「制度的保障論考」『ドイツ公法の理論』三二三頁以下、 (1931), in : V. A., S. 140 ff. 制度保障について また、

 $\widehat{8}$ S. 187. ここでは質的全体国家と量的全体国家とが対比され、後者につき国家の無軌道な介入が批判されている。これを生みだした うとしたのはブルジョア的な法的安定性だというわけである。 れに応じて権威的な国家的介入が必要とされるという事情がある。このような変化にも拘わらず、 済的背景からみると、 義批判の系列に属するものであり、 原因に多元主義的政党国家が挙げられ、そこでのいわば質的差異に対する意識の欠損が批判される。これは自由主義批判や合理主 控えるという特質を備えている。Vgl. Weiterentwicklung des totalen Staats in Deutschland (1933), in : Positionen und Begriffe 126/一五六頁)。ワイマール憲法における社会化条項に対する対抗をねらいとする制度保障としての所有権の保障に見られるよう 権利を弱体化させるものであったためである。 義的国家像をとるわけではない。そもそも政治体制としての自由主義がシュミットにとり問題であったのは、 ユミットは、 Positionen und Begriffe, S. 128ff.「中性化と非政治化の時代」(田中/原田訳)『合法性と正当性』所収一六○頁以下。 へと移行したという認識を有していた。 Vgl. Schmitt, Die Zeitalter der Neutralisierung und Entpolitisierung (1929), in : 威的国家を支えるものとして自由主義経済を否定するわけでないことはいうまでもない。シュミットは中立化の時代が技術の時代 上述のように政治を構成するものとしての経済ないし自由主義はシュミットのとるところではない。だが、そのことが即座に権 彼は社会の自己組織化傾向に対してこのような権威的国家を対置しながら、現実にはこの国家は経済の領域に対しては介入を 中立的と考えられた技術を基礎にしたいわば社会の原理から出発して、それに適合した国家権限の縮小という自由主 ワイマール憲法で保障されたブルジョア的法治国家は、この時代にいたって自立的に維持されなくなり、 権威主義的国家の弁証である。 国家は依然として支配的原理や関心に即した社会の組織化に必要であるとする Vgl. Ingeborg Maus, Bürgerliche Rechtstheorie und Faschismus 権威的国家論の思想的背景もさることながら、 シュミットが一貫して維持しよ それが国家に固有の 同時代の社会経

との結びつきを「権威的自由主義」と呼んでいたものである。Vgl. Heller, Autoritärer Liberalismus? in : G. S. Rechtstheorie und Faschismus, S. 130 f., 二三八頁。これは同時代に、ヘラーがシュミットにおける経済的自由主義と権威的秩序 がある。 図式をシュミットに適用している。更に、具体的には重工業者層・大地主層が支持するような国家・社会像を描いた、 (1976/1980), S. 86; 120f., 『カール・シュミットの法思想』一五〇頁、一九四頁など。マウスはノイマン(Franz Neumann)の 権威的自由主義?」一九一頁以下。これらの評価がシュミットの思考の中で中心となる部分を示しているかどうかについては、今 K・シュルテス「ナチスとシュミット」(服部/宮本訳)『ナチスとシュミット』一九六頁、Maus, Bd. II, S. 643ff. Bürgerliche とする指摘

- 9 Schmitt, Politische Theologie, S. 63, 一政治神学 主権論四章 —] 三四頁
- $\widehat{10}$ Schmitt, Politische Theologie, S.54, 「政治神学 主権論四章 —] 二九—二〇頁。
- $\widehat{11}$ Schmitt, Verfassungslehre, S. 252
- $\widehat{12}$ そこでは、必ずしも右翼的傾向のものではなく、例えば産業プロレタリアートの社会主義的大衆だけがなお、 ゼネストの神話と
- して有しているとするソレルなどの議論が念頭におかれている。
- 14 $\widehat{13}$ 治理論』所収 Schmitt, Über die drei Arten des rechtswissenschaftlichen Denkens Schmitt, Der geistgeschichtliche Lage des heutigen Parlamentarismus, S. 81, (1934)'「法的思惟の三類型」 「現代議会主義の精神史的状況」一〇三頁 (加藤) /田中訳 『危機の政
- 15 Schmitt, Legalität und Legieimität (1932), in: V. A., S.
- $\widehat{16}$ 所収。 Schmitt, Staat, Bewegung, Volk (1933), S. 42, シュミット「国家・運動・民族」(初宿正典訳)七〇頁『ナチスとシュミット』
- <u>17</u> Otto Koellreutter, Vom Sinn und Wesen der nationalen Revolution (1933), S. 15; 27; 32 なむ
- 18 Schmitt, Staatsethik und pluralistischer Staat (1930), in: Positionen und Begriffe, S. 133 ff.
- 19 序」観が彼の思想発展のなかで維持されていることを示している。本稿もこの研究に負っている。 で十分な検討がなされていない。和仁陽『教会・公法学・国家』はこの問題を明らかにした上で、 拙稿「シュミットとリーガリズム」。そこでは、 シュミットの「秩序」「形式」を重視してはいたが、 シュミットの思想の中での「秩 その具体的

23

- $\widehat{20}$ chen Männer und ihre Feinde (1991), S. 23 ff .同書は男性原理のなかに権力国家としてのドイツの運命を読みとるものであり いてプロイセン軍事国家に依拠しえた理由に本稿の関心はある。なお、同書を重視するものとして、Nicolaus Sombart, Die deuts を用いて市民-軍人の対比を過去に投影した失敗作としている。『教会・公法学・国家』四四頁。しかしシュミットがこの対比を用 との類似性を裏書きするものとして位置づけている。和仁は同書をシュミット本来の分析手法とは異なるユンガー的な直観的思考 シュミットの「軍人」モデルのなかにその典型例を見ている。 Schmitt, Staatsgefüge und Zusammenbruch des zweiten Reiches (1934). なお、K・シュルテス「ナチスとシュミット」二〇 同書におけるシュミットのファシズム的指導者国家と第二帝政とのアナロジーを、ナチス国家とプロイセン軍人国家
- $\widehat{21}$ Schmitt, Staatsgefüge und Zusammenbruch des zweiten Reiches, S.
- 22 Schmitt, Staatsgefüge und Zusammenbruch des zweiten Reiches, S.

Vgl. Schmitt, Staatsgefüge und Zusammenbruch des zweiten Reiches, S.

- $\widehat{24}$ Schmitt, Staatsgefüge und Zusammenbruch des zweiten Reiches, S. 26
- は、プロイセン型権威主義国家=ヘーゲル主義的国家への転換をこのように表現している。和仁陽『教会・公法学・国家』三七二 Akira Wani, Literatur: Reinhard Mehring, Pathetisches Denken, in: Zeitschrift für neuene Zeitgeschichte 15 (1993), S. 253
- <u>26</u> Schmitt, Wsen und Wert des faschistischen Staates (1929)in: Positionen und Begriffe, S. 109
- <u>27</u> Schmitt, Wesen und Wert des faschistischen Staates (1929) in: Positione rund egriffe, S. 114
- 28 Schmitt, Verfassungslehre, S. 4.
- 29 Schmitt, Legalität und Legitimität (1932), S. 16. 『合法性と正当性』(田中/原田訳) 二一頁
- $\widehat{30}$ Schmitt, Legalität und Legitimität (1932), S. 94-95. 『合法性と正当性』 | 三五一 | 三六頁
- 31 ethik und pluralistischer Staat. S. 134 多元主義批判・大衆社会批判はこの指導の契機が私化されることにも向けられていた。「忠誠の多元性」。Vgl. Schmitt, Staats-
- 32 等置できないが、「形=フォルム」の強調は、 Schmitt, Staatsgefüge und Zusammenbruch des zweiten Reiches, S. 8.カトリック的秩序と軍人の秩序とはもとより即座には 両者の一定の連続性ないし親近性が意識されていることを示している。だが、彼の「秩

序」がドイツの現実的体制に投影されるとき、その相違はむしろ背景に退き、ワイマール体制の精神的状況に対するアンチ・テー ゼを提起することが優位を占める結果になった。

- $\widehat{33}$ Schmitt, Legalität und Legitimität (1932), S. 93. 『合法性と正当性』一三一頁。
- (3) Schmitt, Staatsgefüge und Zusammenbruch des zweiten Reiches, S. 49
- (중) Schmitt, Verfassungslehre, S. 253.
- <u>36</u> であったことが、社会に対する国家の中立性=優位を可能にした、と指摘している。 プロイス」(上原行雄訳)『危機の政治理論』一六八―一六九頁。なお、プロイセン型の秩序に関して、その教養が国家官僚の教養 Schmitt, Hugo Preuß - Sein Staatsbegriff und seine Stellung in der deutschen Staatslehre (1930) S. 25,
- (%) Schmitt, Staatsethik und pluralistischer Staat, S. 136.
- $\widehat{38}$ これはシュミットの立場ではなく、多元的集団がそれぞれ独自の決定を下すことにより統一的国家が解体の危機に陥ることに対 権威的国家論に結びつくことはいうまでもない。
- $\widehat{39}$ Ingeborg Maus, Bürgerliche Rechtstheorie und Faschismus, S. 92f., 『カール・シュミットの法思想』 | 五八頁以下。
- $\widehat{40}$ も存在するが、しかし他方、その人生の実現のために、政治の問題が関与してくる場面が数多くあるのも事実である。 他方、個人の側からも、政治的次元での自己実現がその生において重要な一側面をなす。もちろん政治的ではない意義ある人生
- 41 関わるものであったことによる。これに関しても最近の新たな諸研究との関連で再考の余地もあるが、シュミットに対する筆者の 以上のシュミットの「主体論」に関してはまだ論ずべき点は多い。特に個人的自由との関係は依然として更に検討する余地があ なお本稿のテーマとの関係では、シュミットの「方法」については余り触れていない。このことは旧稿のテーマが「方法」に

評価」は基本的に変わっていないため、本稿では省略した。